

平成19年度第4回 浜松市行財政改革推進審議会 会議録

| | |
|-------|--|
| 日時 | 平成19年12月2日(日) 9:00~12:31 |
| 会場 | 浜松商工会議所 マイカホール |
| 出席者 | 鈴木修会長、伊藤修二会長代行、高柳弘泰委員、山本和夫委員、中山正邦委員、原陽三郎委員、岡崎英雄委員、井出あゆみ委員 |
| 欠席者 | 有高芳章委員、秋山雅弘委員 |
| 傍聴者 | 123名 |
| 報道関係者 | 静岡新聞、中日新聞、朝日新聞、日本経済新聞、毎日新聞、読売新聞、時事通信社、NHK、静岡朝日テレビ、静岡放送、静岡第一テレビ、テレビ静岡、浜松ケーブルテレビ |
| 浜松市 | 飯田副市長、山崎副市長、鈴木総務部長、齋藤企画部長、平木財務部長、鈴木健康医療部長、市川地域自治振興担当部長、 |
| 事務局 | 小楠事務局長、長田次長、佐用、朝月、渥美、内山、鈴木、坂下 |

会議の概要

1. 第4回目の審議会で、鈴木会長が議長となり会議を進行した。
2. 補助金、外郭団体、附属機関等に対する市の取組みについて、各分科会からの指摘と報告があり、市所管部から説明を受け、委員による質疑、意見交換がなされた。
3. その他として、天竜区役所の庁舎整備について市から説明があり、委員による質疑、意見交換を行った。

会議次第

1. 開会
2. 審議事項等
 - (1)補助金について
 - (2)外郭団体について
 - (3)附属機関等について
 - (4)その他
3. 閉会

会議の経過

1. 開 会

事務局長

皆さんおはようございます。早朝からご苦労さまです。

定刻になりましたので、ただ今から第4回浜松市行財政改革推進審議会を執り行います。では、座って進行させていただきます。

本日は秋山委員、有高委員が所用のため欠席ですので、委員8名により開催させていただきます。

本日の審議ですが、「市政経営」、「補助金」、「外郭団体」の3分科会のまとめ役さんから、これまでの審議経過を報告いただき、必要に応じて市の各部局から説明をいただき、委員の皆さんによる質疑を行ってまいります。

早速、審議に移りたいと思います。これより議事進行は鈴木会長が議長となり、会議の運営を行います。それでは鈴木会長、よろしくお願いします。

鈴木会長

おはようございます。今、司会から説明がありましたように、今日は第4回審議会です。話によりますと自治会主催の防災訓練が今日は非常に多く行われているということで大変お忙しい中、お出掛けいただいて恐縮です。先般の会議の進め方と同じように、3つの分科会で審議を行いましたので、一番目の議題は「補助金について」、分科会でまとめていただきました中山委員から、説明と報告をしてください。

2. 審議事項等

(1) 補助金について

中山委員

補助金分科会のまとめ役をしております中山です。

補助金は、前回の審議会で、行革審の答申を受けて市が作成します「補助金見直しにかかるガイドライン」を審議いたしました。

その中で、繰出金等、補助金以外の名称を使っていますが、補助金に類似した経費がどのようになっているのか、また20年度予算編成に向けて補助金をどのようにしていくか、市の考え方を説明していただくよう、指摘させていただいたところです。

今回は年内に予定しています20年度予算に向けた提言に向け、前回分を含め、これまでの審議の中で出された主な意見、指摘事項を一括して私から先に説明させていただきたいと思います。

おさらいを含め、今日の意見を踏まえ、また市のご意見等いただきながら、12月下旬の緊急提言に向け、準備していきたいと思います。まず今までの取りまとめを含め、また一部はこれから市にどうするのかという質疑を踏まえ、少し説明させていただきます。

それでは繰出金と補助金的なものの全体像について説明いたします。特別会計、企業会計への繰出金や外郭団体への委託料という、補助金とは名前が異なっていますが、いわゆる財政支援というものがあります。その全体像とこれらを見直しに向けて今一度、市の考え方を後ほど提示いただければと思います。この金額が、我々が今言っております補助金は約159億円ですが、その3倍以上、全体像があるというこ

とですので、これは後ほど市から説明があろうかと思えます。行革審としては、現在取り組んでいるいわゆる補助金の見直しに続いて、こうした経費の審議に入りたい。これは来年度に向けての審議になると思いますが、12月の緊急提言に向け、この辺を市からも説明いただきたいと思えます。

補助金総額の抑制についてです。19年度予算では、補助金総額は159億円に上ると、第2回審議会でも説明していただきました。前回審議会でも、20年度予算に向けた取り組みについてお示しをいただくことも指摘しましたから、改めて市の考え方を伺いたい。続いて、日赤病院の補助金のように19年度に12億円等投資した補助金が、20年度に今の予定では2億円強に大幅に減額されるというものもあり、こうしたものは(抑制を考えるうえで)何とかならないかというのが私共の指摘です。20年度予算では、原則として新規事業は特別な理由があるもののみとし、既存の補助金は増やさないという一定の縛りも必要ではないかと考えていますし、更に補助金件数等も削減目標を示していく必要がありますので、この点も市から説明を伺いたいと思えます。

統合補助金です。前々からお話していますが、統合補助金を20年度に創設するという方向性は、制度の統一や事務の一元化、簡素化が期待され、大変評価できると思えます。この中で、一定の地域固有事業はすぐに統合せず経過措置を設けるとのことですが、少しでも早い時期にこの統合に向け、関係地域や団体のご理解をいただけるよう、更に努力をお願いします。これまでも指摘しておりますが統合補助金の創設と共に区の裁量権も拡大することから、今まで以上に区の行政能力が問われると思えますので、その点を認識していただき、職員の資質の向上、意識の改革に取り組んでいただきたい。これが今後非常に重要な課題になってくると思えます。

同一・同種団体への補助金についてです。前回お話しさせていただきましたが、同一・同種団体の統一は市長が言っております「ひとつの浜松」を形成していく上でも必要と考えます。国際交流協会や文化協会、体育協会への補助金を統一する方向性をお示しいただいた点は非常に評価できると思えます。その他に、商工会やその他の団体補助も22年度という目標年次を設定していただいたので、関係各団体へご理解いただくよう、格段の努力をして是非目標を達成していただきたいと思えます。また、補助金を統一する際には即座に削減するのが非常に難しい補助金もあります。1年、2年の経過措置を含め、将来的には削減する方針を、統合時にきちんと各団体に示すことが重要ではないかと考えます。

自治会への補助金です。前回指摘しましたが、自治会の補助金は旧浜松の委託方式に統一するということでしたが、そもそも現行の世帯あたり850円という委託単位の見直しも視野に入れ、850円が妥当なのか、やはり自治会としても自分たちのことは自分たちでという土壌をつくることも必要ではないかと思えます。画面のイメージ(資料P.6)では青色の部分が区役所業務の増額分だと前回も申し上げました。これも、区役所が出来たから補助金を安易に増額するという考え方ではなく、極力抑制するように考えていただきたい。850円の単価の問題と区役所が出来たことで広報その他業務が色々あると思えますが、その増額分は極力抑制するようお願いしたいということです。

情報公開です。補助金の情報公開にあたっては役所用語ではなく、市民に分かりやすい常識的な言葉でお伝え願いたい。大切なのはプロセスと情報公開だと思いますので、情報公開の重要性を是非認識していただきたい。特にインターネットでは、深く知りたい方はどんどん中に入っていきける形で情報公開されれば、浜松の情報公開は日本一になると思えます。ペーパーでは主な問題、更に深く知りたい方はインターネットでという形をお願いしたいと思えます。先ほども話しましたが日赤病院の移転の補助金は20年間で47億円に達することを合併時に決めているわけですが、このような負担は当然他の市町村にもかかるので、その経緯も含めて説明していく必要があります、この点も市で是非よろしく願いたいと思えます。

最後になりますが、将来的に一番重要な、事後評価についてお話ししたいと思えます。補助金に限る

ことではないですが、事務事業の執行では、区の特性を加味しながらも全市的な視野で評価する事後チェックの仕組みをしっかりと構築しなければいけないと思います。事後評価と情報公開、この2つが一番大切だと思いますので、前回の審議会でも示しましたが、補助金の事後評価の一例として、イメージで改めて簡単に説明させていただきます。

基本的には、少額・軽微の補助金は内部評価でよいのではと考えます。まず統一基準を作り、それに基づいて補助金を交付します。年度末にその交付団体から実績報告等、必要書類の提出を受けます。各区は事後評価シートにまとめて本庁の所管の部長や区長等から組織する市内部の評価委員会へ提出し、委員会で評価します。この評価結果により基準を見直し、次年度の予算へ反映する。評価結果や見直した基準は第三者評価機関へ報告する。簡単なものは内部評価でよいのではと思います。

(資料P.9)一方、多額の、また重要な補助金はこの評価方法を基本として、4、5の流れのように第三者機関に第二次評価をしていただき、基準を見直し、次年度の予算へ反映させるようお願いしたいと思います。全ての事業で責任が明確に分かるようシステムを確立することが一番重要で、それを情報公開できる体制がもし確実に出来るなら、この補助金の問題はかなりクリアできると思います。あくまでもマネジメントサイクルを概念的にお示しましたが、実効性の上がる具体的な仕組みの構築について、是非20年度から取り組んでいただきたいと思います。市に要望します。

まず私からお話させていただきましたが、ここで意見・指摘を踏まえ、市の考え方を伺いたいと思います。そして20年度以降の補助金等も浜松市の財務部長から説明をお願いしたいと思います。今私共この審議会でお話したこと、そして今日、市の部長からお話をすることを総括し、12月下旬に公開審議会で補助金の問題を総括して緊急提言させていただきたいと思います。

それではよろしく願います。

平木財務部長

おはようございます。よろしく願います。財務部長の平木です。

補助金ですが、一番目は補助金と類似したものと指摘いただいているものにかかる取扱い、二番目は総額抑制にかかる特に20年度からの方針、三番目はご指摘いただき、こちらからも案をお出ししている「統合補助金」等の改革について、そして最後に目標とする20年度における改革効果です。

一番目ですが行革審から指摘いただきましたとおり、補助金以外にも、一般会計の負担として各特別会計、企業会計、あるいは外郭団体、そうしたところに繰出金、交付金などの名称で支援しているものがあります。こちらは今、中山委員から指摘いただきましたとおり、いわゆる補助金の審議が終わりましたら整理していきたいと考えますが、本日、考え方の一端を述べさせていただきたいと思います。またバス・タクシー券等が代表的ですが、個人に対して市の事業として交付されているものもあります。これは第1次行革審からも指摘いただいていたところですが、20年度から所得制限を導入していきたいと考えています。予算編成は今後ですが、所得制限で相当程度の抑制が図られるのではと考えます。予算編成が終わりましたら改革効果は報告したいと思います。

それでは総額について説明した後に、考え方を説明します。まず補助金ですが160億円あります。繰出金は法定の繰出と任意の繰出、二つあります。簡単に言えば、国民健康保険や介護保険、そうした個別法にのっとっての繰出、あるいは地方公営企業法の病院や下水道などに対する負担が207億円あります。病院関係は、企業債の償還について指摘いただいておりますが、18年度決算で16.7億円あります。別途考え方を整理しなければいけないと考えますが、例えば特別会計115億円のうち113億円が国民健康保険事業、老人保健医療事業及び介護保険事業で、老人保健事業は後期高齢者医療制度ですが、そうしたものの保険料を低めに設定するための繰出で、企業会計についても92億円のうち70億円程度

が、水道あるいは下水道事業に対する繰出です。こちらも上下水道料金に直接関わってくるものです。任意繰出は39億円程度で、かんざんじ荘を民営化した時の清算金を含んでいますので、もう少し小さいわけですが、例えば駐車場あるいは公共用地取得のための繰出があります。特別会計30億円のうち13億円程度は国民健康保険料等の抑制のために支出しています。

外郭団体への支出です。行革審に提出した資料では3百億円程度あります。そのうち診療報酬の交付金144億円は、要するに医療センターが稼いだ収益は、会計の問題がありますので一度市に入り、それをそのまま医療公社に渡しています。性格的には財政支援というより、ダブルの会計、二つ会計があるということの問題と考えます。また委託料もご指摘のとおり55億円あります。この中で今日、競争性を高めるために20億円程度を一般競争入札していますが、随意契約がまだ36億円あります。この内容を確認しなければならないと思います。また、その他のところは土地開発公社からの土地の買い戻しがありますので、財政支援の考え方とどう整理するかということです。

繰出金は、法定の繰出、特に保険料を低めに抑制するための支出が大半を占めていますが、こうしたものと、市の判断で負担している任意の繰出を区分して整理する必要があると思います。ただ、病院事業会計は何度も繰り返しますが企業債の償還、企業ですと減価償却費に対する補てんのようなもので、赤字補てんなのではないかと指摘いただいていますので、別途調整する必要があると思います。二番目の項目は先ほども申し上げましたとおり、病院会計と公社会計のダブルの会計の問題と考えています。また委託料も申し上げましたとおり、特に随意契約は検証が必要と考えます。補助金・繰出金・外郭団体への支出をあわせると相当な額に上り、市の裁量に関わるものとしてはおおよそ3百億円程度と考えていますが、いずれにしても市に裁量がある財政支援か、市の責任として制度的に負担するものかを整理しなければならない。付け加えますと、市としても、例えば繰出金であるとか、あるいは外郭団体への委託であるとか、そういったものを指摘いただくまで、こういうものだということで支出してきた経緯があります。ただ、やはり一般会計から多額の負担が生じていますので、市民の皆様方にもその性格を説明しなければいけないと考えます。したがって情報公開が極めて必要だと考えます。

補助金にかかる今後の方針です。前回の審議会で鈴木会長から補助金の総額等について、大方針を示すべきではないかと指摘いただいたところです。私、財務部長ですので、今回の予算に向けての方針としては、補助金総額にかかる抑制として前年対比で5%削減する。これを2年間、2年間というのは地域自治区の再編が22年度からと鈴木康友市長から方針が出ていますが、まずこの年度までの2年間、5%の抑制を続けたいと思います。20年度に5%、21年度は更に5%ということです。ただ中山委員からご指摘がありましたとおり、突出した補助金が今年度あります。日赤病院の補助金ですが、医療機器の購入にかかる補助が10億円あります。これを抑制のベースに入れますと見かけ削減になってしまいますので、基本的には抑制の目標にかかるベースからは除きたいと考えます。また、鈴木会長からも色々ご指摘いただいています、補助金についての一定の縛りですが、基本的に経常的な補助金はランニングコストのようなもので今後ずっと続いていくものですので、原則は新設しない方針です。新設をする場合も当然あるとは思いますが、その場合はスクラップ・アンド・ビルドを徹底し、経常補助金ベースで前年対比マイナスを達成していきたいと考えています。経常的補助に関してもう一つ、民生費の伸び、例えば保育所の運営費の補助だとか、福祉施設の整備、運営費の補助等は、やはり伸びが見込まれるところは当然あります。ただ、こうした伸びも含めて19年度当初予算と同額程度を目標にしていきたいと考えます。

統合補助金は、新たに付け加えたところとしては、まず、今年度1千万円の予算をつけた区のまちづくり事業も併せて再編したいと考えます。そして市民提案型のまちづくり事業という形を目標に再編したい。その際にこの全ての額を補助金に使うということではなく、市民から要望のあった一定の事業を、そうしたものにも使えるようにしたらどうかと考えます。また、ご指摘ありましたとおり、一定の固有の事業は各旧12

市町村で旧来、歴史を持ってやっていたものについては、22年度の地域自治区の再編と併せて区役所費に統合していきたいと考えます。

アウトラインですが、一つひとつ説明を差し上げませんが、用途は補助金に限定することなく、市民の求める区の事業にも活用したいと考えます。いずれにしても、この際には区長裁量ですが、区の協議会であるとか当然、市民、あるいは区選出の市議会議員の方々、皆さんでのお知恵を拝借しながらやるということだと思います。また特にご指摘いただいていますとおり区に任せるということですが、事後評価、しっかりと使われているかということについて評価することが重要だと思いますので、アドバイスをいただいた仕組み等も含め事後評価の仕組みをこれから考えてまいります。

同一・同種の団体への補助金ですが、来年度当初予算は、私の方針としましてはご指摘いただきましたとおり国際交流協会、文化協会及び体育協会について統一、あるいは統合補助金の対象とすると考えています。また商工会等、その他の団体の補助も色々な地域的な経緯がありますが、年次としては22年度を目標に統一を図ってまいりたいと考えています。自治会の補助金は旧浜松市方式に一元化することです。ご指摘の、区役所が出来て(補助金を)プラスアルファというのはいかがなものかということもしっかりと受け止めたいとは思いますが、来年度は加算分は実施する方針で考えています。ただ、行革審のご指摘が、自治会の補助金が目立つわけですが、区を作ったことで余計なコストが掛かるのは本末転倒であるということだと認識しています。それは全ての行政にわたることでもあり、人員のこともあると思いますので、副市長等とも相談しながら適正化を図っていききたいと考えます。

目標とする改革効果ですが、総額抑制は先ほど申し上げましたとおり、日赤病院の補助金の10億円は分母には含めないと考えます。単純に5%の抑制を図りますと7.5億円程度の抑制ですので、私の目標としては来年度の補助金は142.5億円マイナスアルファで考えています。この抑制は、基本的には委託料の組み替え等は含まない形で、委託料に振り替わるものがありましたら、補助金の額は更に減ると考えています。件数は、統合補助金化等で150件程度の削減、これは19年度当初予算ベースで461件だったと思いますが、その3分の1程度の補助金は整理したいと考えます。また、個別の改革効果は財政効果というより補助金の整理が先に立ちますが、だいたい5千万円程度の改革効果をまず見込む、それは7.5億円の改革効果の内数として考えたいと整理しています。私からは以上です。

中山委員

ありがとうございました。私共の質問に個別に色々とお答えいただきましたが、ここで皆様委員から、また今出た市の考え方を踏まえて皆さんから意見をいただきたいと思います。最初にこの補助金分科会の委員でもあります原委員から口火を切っていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

原委員

原です。まとめ役の中山委員の意見と重複するかと思いますが何点が感想を申し上げたいと思います。

補助金の審議を始めるにあたり、私、補助金の全体像が全く分かりませんでした。何度もやっていただいた勉強会、そして今日で3回目になる審議会で、補助金そしてその周辺の補助金類似のもの全体の全体像が、やっと分かりかけてきました。市民の皆さんの中で関心がお有りの方は、私よりよく納得していらっしゃると思いますし、これから情報公開を拡充することですので、市民の方にも内容は伝わると思います。

補助金に関する市のガイドラインは、前回及び今日の審議会で市の説明を受けました。概ね私共は了承していて、今後の市のガイドラインに向けての努力に期待したいと思います。私共も、今後とも補助金

及び補助金類似の支出金の削減、即ち市の財源の増大という観点から議論を進めていきたいと考えます。そして補助金制度の一環として、今日も説明がありました総額を抑制するため、20年度、21年度の各年度にそれぞれ年5%のマイナスシーリングを実施すること、それから分科会で指摘したことです。19年度に支出される日赤病院の移転に伴う補助金は非常に金額的に突出した大きな額です。これをマイナスシーリングの別枠にされるとおっしゃいました。また新設補助金やあるいは経常的な補助金の抑制、更には補助金件数の削減の目標も示していただきました。これらは、私共としては大変結構だと評価したいと思います。第2回審議会でも指摘させていただいたように、補助金のマイナスシーリングについて、補助金という名目から委託料等の科目変更による「見かけの削減」でマイナスシーリングをクリアすることが絶対にならないよう実質的な削減をしていただきたいと思います。重ねて注文しておきたいです。あとで、この点は財務部長のお考えを伺えればと思います。

それから勉強会でも話題に出たことですが、船明や井伊谷地区に代表される区画整理事業等、複数年にわたる事業で当初の計画どおり事業が進まず、したがって継続的に支出されている補助金があるようです。こういうものは改めてその進捗状況や方向性を正確に把握し、助成すべきかどうかを改めて判断すべきだと思います。またその実情について、情報公開という方法で市民の方に公開することも重要ではないかと考えます。

提案いただきました統合補助金ですが、これも大筋では私共は評価します。区のまちづくり事業補助金を各区に一律に配分することは、公平なようで実は公平ではないのではと前回の審議会でも申し上げましたが、各区のそれぞれ色々異なる事情があると思いますので、それらを皆こう適当に汲んで、それぞれに妥当な配分額を決めることは極めて難しいと考えますし、また金額も多額ではないから、事務量の増大ということを見ると、来年度のスタートにおいて一律配分することも止むを得ないとも思いますが、ゆくゆくは人口とか、世帯数とか、年齢別による人口の構成を考慮して区毎に妥当な額を決めた方がいいと私は考えます。また、この区のまちづくり事業と併せて市民提案型のまちづくり事業を導入し、これらに対する補助金として統合補助金を創設するということが、先ほど申し上げましたようにこれ自体は制度統一とか、あるいは行政の簡素化から評価したいと思います。しかし、このことは各区の裁量権が拡大する結果になります。区長さんをはじめ区の担当者の方々には、市の公益上必要がある場合は補助が出来るという補助金の基本的な性格を常に念頭に置いて事務処理をしていただきたいと思います。私が区の偉い方にこんなことを言うとお叱りを受けるかもしれませんが、市民の声を代弁しているつもりで敢えて申し上げます。市も各区に補助金のあり方を徹底していただきたいと思います。特に先ほども申し上げましたように一律に同一金額を配分することになると、私の杞憂であればいいんですが、適当に使ってもいいんだと、そんなことはないんでしょうが万が一そうなるといけませんので、心して区に補助金の配当事務をしていただきたいと思います。

そして最終的には、情報公開によって市民のご判断を仰ぐことになるのが一番良いことだと思います。区の方々も常に市民の注目の下にあるということをお願いしたいと思います。以上です。

中山委員

ありがとうございました。他の委員に聞く前に、2、3質問等が出ていましたから、市から説明があればお願いします。

平木財務部長

それでは私から重要なお話として、原委員はじめ皆さんから指摘いただいた「見かけ削減」ですが、

一応5%の目標につきましては委託料への振り替え等は含めない考え方です。当然、市の事業として整理すべきという形で色々ご指摘をいただいた事業がありますので、委託料に振り替えるものは出てくると思いますが、それは削減効果の範囲外、要するに補助金あるいは委託料、性格が同一のものが前年度から比較していくら減ったかという形で捉えたいと思います。

また区画整理等は、確かに想定していたものとだいぶ実情が異なっているところがあります。見直し等を進めていますが、こういった形がいいか、今すぐに申し上げられませんが、少なくとも情報公開すべきだというご指摘はごもっともだと思いますので、そうした形で進めていきたいとは考えています。私からは以上です。

中山委員

他の委員の方で。

鈴木会長

はい。

中山委員

はい、それでは会長お願いします。

鈴木会長

まずはっきりさせていただきたいのは、色んな名称で補助金だとか交付金だとか繰出金だとか、補助するのだから一番分かりやすいのは「補助金」なんです。まずこの言葉を「補助金」と統一してください。これが重要だと思います。色々な言葉を使っているものだから、例えば医療公社にしても下水道にしても色々な外郭団体に、繰出金として赤字を補ってんしていますね？そのために担当は赤字が出ているという意識がないんです。これは非常に重要な問題で、だからいい加減な言葉を使って金を融通するとか補助してあげていると言う。外郭団体にしても、意識付けをするためにはやはり補助金ということ言葉を統一する。そしてその補助金を少なくするためにどうしたらいいかをやる。皆さんに聞いても「いや、うちは黒字です」って平気で言うわけでしょ？私たちよりあなたたち(市)の方が分かっているはずですよ。皆、黒字ですって言っているんだから。それは繰出金を入れてという話。では繰出金って何だって言ったら、一般会計からの補助金だ。だから私は、この機会にまず言葉の統一で、援助するのは一切補助金だと。いいではないですか、補助金にも悪いものもいいものもあるわけですから。特に外郭団体とか色々なものを計算しますと700億円になるんです。だが今、部長が説明したように医療公社の144億円は医療収入を形式的な法人に振り替えるためのものですから、この144億円は補助ではない。それから法定の補助、法律上決められている補助金が207億円ある。さっきあなたのおっしゃったこういうものを引いていくと、補助金は160億円ではなく、実は300億円近くあります。それを一本化するということ。そうすると、それに対して5%と考えていかないと。一度には出来ません。今あなたが言ったように2年間は約7.5億円、それはいい。補助金をこれからはもう増やさないという一つのけじめというか締めがつくからいいが、これを2年5%やって、あとどうするのかという問題が出てくる。それから2年間の5%ずつの7.5億円の前倒しが考えられる。やはり前倒しという条件を付けなければいけない。それから2年後にどうするか。それを明らかにするために、言葉を統一して情報を公開して、これならいいではないかという市民のコンセンサスが得られるやり方をしていく。これが重要になってくると私は思います。

それから、先ほどから日赤病院の10億円って話が出てるんだけど、色々調べていくと10億円ではない。

40億円くらいになるでしょう？

平木財務部長

はい、総額はそうなります。総額は最大で47億円です。

鈴木会長

47億円。毎年、特別会計の補助金のような日赤病院の特別補助金が5年なり10年続くわけです。それをやはり特別ならちゃんとして、僕は他の病院は移転しても貰ってるか貰ってないか知らないが、今後こういう5年にも10年にもわたって何十億円なんていう補助金の出し方、企業誘致だとか何とかという問題についても、40億円の補助金をもらって企業誘致を受けたなんて会社はないでしょう。あるいは、釣った魚にエサはやらないってことで、今市内にある企業が1千億円設備投資したって市は1銭も払ってないわけです。だから、47億円というのは重要な問題。そういうことが二度と起きない取り決めというか、ルールを作っておくことも私は必要ではないかと思います。

それから先ほどの、(自治会への)補助金に、区が出来た分の補助金が出来て、22年度までは激変緩和というスライドがありました。合併に伴って激変緩和という言葉が安易に使われ過ぎているんじゃないですか。何でも激変緩和と言う。私は大変言い難いことを申し上げて恐縮ですけど、あれもこれも激変緩和と言うと旧浜松市民との差があまりにも露骨に出過ぎる。あまり激変緩和という名前で統一を妨げることは極力避けるべきだ。市政全般について、今後これ以上、激変緩和という緩める使い方を他にしないという政策も基本的にやっておくべきで、どうしても必要というものはやはり情報公開してやっていくべきだとお願いしたい。

それから(自治会の補助金のイメージで)激変緩和分とか何とか、あの赤と緑は消えるわけですね？だんだん少なくなってくるから。そうでしょ？

平木財務部長

緑は(過疎辺地加算分で)コスト高になる消えない部分です。(激変緩和は)赤いところですよ。

鈴木会長

それはいいんですが、区役所は出来たばかりです。さっきあなたがいみじくもおっしゃった、区役所が出来たことでだんだん人も多くなって煩雑になったという、それをやはり何とかしないと。では区役所を無くしてしまえばもっと合理化が出来るんですか。人員も。今まで南区や東区の人たち、可美あたりの人は皆、旧浜松市役所に行っていた。遠隔地は違いますよ。北遠だとか細江・三ヶ日・引佐という新しく合併したところはどういう形がいいか。市役所がいいのか区役所がいいのか自治センターがいいのか知らないけれども、作らなければならないというのは分かる。それが区役所が出来て、あっち行って小突かれ、こっち行って小突かれ、結局本庁へ来るという結果になっている。そういう点では補助金も、自治会への委託料ということで、区役所の部分は将来消していかなければいけない。

ついでに次の話に関連するが、区役所作ったことによって課の半分以上が10人以下なんです。課を作れば人がいる。0.8人分に1人とか、0.6人が1人とか、0.4人が1人とか。だからその辺の組織の一元化も、あとで伊藤委員長の市政経営分科会が関連してきますが、区役所を減らしていくことが必要だと思います。その辺を明確にしておくことが必要だと申し上げます。

それと評価の問題。評価をきちんとするというのをやらないと継続性の問題、補助金を一度出すとずつと行ってしまおうという。ここを直さなければいけないということ、評価を毎年きちんとやるということです。

第1次行革審と(比べて)見ると、割に皆さんもいい意見が出てくるようになったから、非常にこれから楽しみにしているんです。あまり行革審と激突しなくて、隠さないで出してもらおうということが続けていただきたい。以上です。

中山委員

ありがとうございました。他の委員の方、いかがですか？

では時間も限られていますので、まとめさせていただきます。

今日は、20年度以降、特に20年度の予算編成に向けての見直しの考え方について色々議論が出来たと思います。市においても、いよいよ20年度の予算編成が本格化すると思いますので、是非とも前回審議しましたガイドラインや本日の論議を念頭に置いた補助金の見直しについて、成果を挙げていただきたいと思います。そして今、会長からも言葉の統一だとか、繰出金、これが赤字だとか、日赤病院の部分だとか、激変緩和だとか色々な問題が指摘されました。この辺を踏まえ、もう一度私共の方で12月中に勉強会等をして、12月24日に私共の緊急提言という格好でやらさせていただきますので、よろしくお願いします。以上で補助金分科会を終わらせていただきます。

鈴木会長

ありがとうございました。

(2) 外郭団体について

2番目の議題は外郭団体について、まとめ役をお願いしました岡崎委員からお話をいただきたいと思っています。よろしくお願いします。

岡崎委員

外郭団体分科会のまとめ役をしております岡崎です。外郭団体は、前回審議会で「外郭団体に対する市の関与の方針」の案を了承しました。

この方針にしたがい、現在浜松市では22の外郭団体について調査・ヒアリングを行っていきまして、来年2月に各22団体の改革方針を決定する運びとなっています。

いつまでに何をすることが明確になった改革案が出されることを期待しています。

さて、前回審議会では、外郭団体で緊急を要しております「医療センター」について取り上げました。市から説明を受けると共に、行革審で現在の医療センターの経営状態、運営体制について指摘しました。市に対して改革案の策定をお願いすると同時に、審議会でもその改革案を作って本日、提案するというお約束をしております。一部報道で、医療センターの赤字が大変クローズアップされ、反響も大きかったようですが、行革審としては冷静に現状を踏まえ、医療センターの改革に協力したいと考えていますので、予め申し上げておきたいと思います。

では、まず市の医療センターに対する改革案を説明いただいた後、私共審議会の改革案を提言し、後ほど、色々意見をいただきたいと思います。

初めに、市から現在の医療センターについての改革案の説明をお聞きいただきたいと思います。お願いします。

鈴木健康医療部長

健康医療部長の鈴木です。今、岡崎委員からお話がありましたように、前回の審議会で医療センター等の状況を説明させていただきました。今回は改革の方向性を整理してきましたので、説明いたします。

まず運営体制について、これまでの経緯を簡単に説明します。運営ですが、医療センターは地方公営企業法の財務規定のみを適用した、市の病院事業として昭和48年に開設しています。病院の運営は公設民営方式、開設時より医療公社に病院の管理運営業務を委託して運営しています。16年度からは、医療公社に専任の理事長を迎え、責任のある運営体制を整えました。18年度からは、指定管理者制度を導入し、より独立性と自主性を活かせる体制としています。

会計ですが、15年度から、医療公社会計へ経営成績があらわれる現行の会計方式へ変更しています。また17年度末には5億円の追加投資をすることで財政基盤の強化を図っています。

現状の運営形態の主な問題点を整理しました。

まず、運営方式が分かりにくいと指摘されていますし、問題意識を持っています。病院の診療報酬は、現在は、市の病院事業が収入し、市側の経費を差し引いて医療公社への交付金としているため、支出する流れが分かりにくいという指摘があります。それから、病院事業に対する一般会計からの負担金が明確でないという点が言われています。

次に責任の所在が不明確です。運営の責任者は医療公社理事長ですが、病院開設者である市の病院事業経営委員会があり、運営責任が曖昧になっている点や、医療公社は市が全額出資の外郭団体で財政基盤が脆弱なため、経営責任が取れない状況になっている面があります。

次に自立性が発揮されない運営形態となっている点があります。病院事業の予算は市が編成することになっていて、医療公社の意見が十分反映されない面がある点や、施設整備や機器購入などについて決定権が無いため、自立的な経営が発揮できない状況があります。また、給与体系は、市に準じており、経営実態に見合った人件費とはなっていないという点も大きな問題点です。

その問題点を解決するため、どのような運営形態があるかという検討ですが、総務省が公立病院改革ガイドラインにも示しているもので、(資料P.7)上の方が公営、下が民間ということで、それぞれ公営的な色彩が強いものから順に、が地方公営企業法の全部適用、が地方独立行政法人化、が指定管理者制度で利用料金制導入を前提としています。

それぞれの運営形態について、前回の審議会でもお示しましたので簡単に説明します。は地方公営企業法の全部適用ですが、現形態との大きな違いを簡単に申し上げれば、企業管理者を設け、直営で病院を運営する形になります。の地方独立行政法人は、新たな独立行政法人を設立し、経営全般を任せるといった形です。

の利用料金制採用は、医療公社の指定管理は変わりませんが、現在は病院収入を一旦、市の会計に入れていますが、この形態を変え、直接医療公社が収入する形で収支を分かりやすくするという制度です。の民間への譲渡は記載のとおり、民間へ経営を譲渡していくということです。問題点はそこに記載のとおりです。

次にそれぞれの方式を、先ほどの問題点の視点から整理しました(資料P.10)。は地方公営企業法の全部適用で、市立病院として病院事業管理者を置き、運営します。会計方式でも分かりやすく、マルとしています。の独立行政法人も同じような形で、分かりやすくなるだろうということです。の指定管理者も、利用料金制の導入で収支の仕組みは分かりやすくなるだろうということです。の民間譲渡はもちろんです。運営の分かりやすさは、ほぼ全部マルだろうという判断をしました。

次に、経営責任の明確さですが(資料P.11)、の地方公営企業法の全部適用では、病院開設者としての市の責任になります。の独立行政法人では、独立法人の設立者である理事長が経営責任者で

す。 の指定管理者ですが、受託者が開設者の外郭団体の場合は責任の所在が不明確になるだろうということ（三角）です。

次に自立性と自由度です。 の地方公営企業法の全部適用は、給与面では国、市の給与等を考慮し、独自の給料表作成が可能ですが、少し自由度がないだろうということ。それから職員が、市の職員となるため、採用等に関して機動性が低いのではないかと（三角）です。

の指定管理者ですが、受託者が医療公社の場合は給与体系等が硬直化している状況では、少し（三角）ではないかと（三角）です。

このような点を表にまとめますと、運営形態の比較では、一応、独立行政法人化と、民間への譲渡が優位になると考えます。引き続き医療センターを公的病院として運営するという観点に立てば、現時点では、この地方独立行政法人化が他の形態と比較しても、運営も分かりやすく、制度的にも柔軟であり、最も望ましい運営形態ではないかと分析したものです。

そこで地方独立行政法人制度の基本理念を説明します。まず制度の基本理念は、公共性に関して、民間に委ねた場合、必ずしも実施されない恐れがあるものを、効率的、効果的に実施するという。透明性は、評価制度と情報公開の強化。自主性では、市とは別の法人に、組織や職員の採用等の権限を持たせ、自立的柔軟な運営ができます。

制度の仕組みの概略ですが、浜松市と法人との関係ですと、市が中期目標を設定し、法人に指示して事業を執行させて毎年の報告を市が求めるという形です。この仕組みの大きなポイントは、評価委員会の設置で、評価委員会が各事業年度の実績を評価し、結果を報告する形になっています。

地方独立行政法人の業務の進め方ですが、PLAN(計画)、DO(実行)、CHECK(チェック)、ACT(改善)の流れでは、市長が議会の議決を得て、3年から5年の中期目標を定めます。そして、中期計画は法人が作成し、市議会の議決を得て市長が認可して、年度計画は法人が作成し、市長へ届けることとなります。評価ですが、評価委員会が各事業年度の実績を評価し、結果を市長と法人に通知し、市長は事業報告書と評価結果を議会へ報告するという形です。業務運営の反映は、中期目標の終了時に市長が法人の組織や業務全般にわたり見直しを行います。

運営形態のメリットですが、業務執行の弾力性が向上するというのと、評価委員会による業績の評価によってサービス・質の向上が常に図られると考えています。

デメリットは、法人の移行に伴うコストが増加すること、それから事務量の増加等が考えられます。

課題ですが、導入についての課題は主なものとして三つほど挙げられると考えます。一つ目は、公設民営型から地方独立行政法人化への移行は、国との調整が必要な点。二つ目に職員の確保ですが、新設法人となるため、現在の医療職の採用がなかなか厳しい状況では、医師や看護師の確保が課題となるだろうと考えます。三つ目は、指摘されている点ですが、現在、医療公社には退職の引当金がありませんので、この課題があります。進め方の課題として、市民合意の形成や、議会対応等が必要だと考えます。説明は以上です。

岡崎委員

ありがとうございました。

今、市から医療センターに対する改革案の説明がありました。この点の審議は後ほど、私共の案を発表させていただいた後、色々意見をいただきたいと各委員にお願いしたいと思います。

それでは行革審から、医療センター改革案を紹介申し上げます。外郭団体分科会の委員長であります私岡崎から説明いたします。今回はリハビリテーション病院の問題は切り離し、別の機会にさせていただきたいと思いますので、ご理解の程よろしく申し上げます。

おさらいの意味も含め、現状を再認識していただきたいと思います。

まず医療センターの現状です。市は昨年6百万円の黒字という決算をしました。一方、行革審は7億円の赤字と見ています。この違いはどこにあるのでしょうか。医療センターは公的病院ですから、浜松市は医療に関する色々な負担をしています。昨年は、救急医療の確保に1億9千万円、周産期医療センター1億5千万円、小児医療に7千万円、先端医療に2億8千万円等、合わせて9億3千2百万円を公的医療として使っています。医療センターの役目を考えれば、このような市の負担は認められると審議会では考えています。

ところがこの負担金9億円と、医療センターの医療収入、要するに患者さんからいただいたり、保険機構からいただいたりする医療収入を合計しても、すべての費用を差し引くと7億4千3百万円の赤字になります。この意味は、病院としては残念ながら赤字ということになるのではないのでしょうか。

浜松市は、医療センターの借入金返済と利息支払いの約半分、7億4千9百万円も負担しています。これも収入に入れると、6百万円の黒字になるわけです。

借入金のための7億円は、病院の収入と考えられますか。行革審ではこれは赤字の補てんと見ています。皆さん、これまでお聞きになって、医療センターは何とか黒字で大丈夫と思っておられた方が多いと思いますが、採算の取れない公的医療に約9億円を市で負担してもらっているながら、なおかつ7億円の赤字だと。緊急に対策を取る必要はないのでしょうかというのが、行革審の現状の見方です。再三申し上げて恐縮ですが、まず現状を認識していただくのが一点です。

次に、ではどうすれば良いのかです。今までお話ししたのは収支の面です。今度は医療公社の資本の問題です。決算書では、医療センターの累積赤字1億3千万円を差し引いても4億円の資本が残っていることになっています。

ところが、民間では当然処理されている退職手当引当金で未処理のものが隠れ負債となっています。これを差し引きますと、実質的に38億8千万円のマイナス。毎年7億円の赤字で、しかも39億円の隠れ負債があるということは、普通の民間会社では成り行かない話です。

次に医療センターは、本当に医師も看護師も職員の方も一所懸命働いていらっしゃることは認めておりますし、地域を支える病院として市民からも信頼されていることは事実です。しかし再三申し上げますように、現状は年間7億円の赤字と債務超過39億円が現実です。これは明らかに経営が失敗していると申し上げても過言ではありません。

医療センターは緊急事態で、すぐにでも治療に取り掛からなければならないのですが、行革審はこのような大変だという認識のもとに、改革案を申し上げたいと思います。

まず基本的な考え方です。公的医療への市の負担が昨年度9億3千2百万円ありました。これは行うべきだと行革審は考えています。ただ、市の負担をいくらにするのかを決める「客観的な基準」を設けていただきたい。公的医療の負担をなし崩し的に赤字に使われては困りますし、そういう枠組みを作りたい。

次に、採算の取れない公的医療は市が負担する以上、民間の病院も手がけている医療の分野は、自立して独立採算で経営をしていただきたい。と申しましても、「医療センター」は財政的に今、赤信号です。非常に厳しい状況で、いきなり一人で自立してくださいというのは無理だと思います。市が手を差し伸べて、経営基盤を整えて差し上げる必要があるのではないかと思います。

三番目に、経営基盤が整ったとしても、自立的な経営ができる運営組織でなければ、医療センターの独り立ちは出来ません。市で基盤を整えても、運営する組織、運営する母体が、きちっとしなければ長続きはしないわけです。現在は、浜松市と医療公社の両者が医療センターの経営に関わっています。そして、その間で意思決定と責任は非常に曖昧になっています。医療センターの経営に責任を持てる運営

組織が必要です。先ほど市から、運営組織体について色々お話があったのはお聞きになったとおりです。

ここで、もう一度おさらいをさせていただきます。昨年度の医療センターの収支をお示します。医療など病院の事業収入が132億円、浜松市の公的医療負担金9億円、人件費と経費を差し引いて償却前利益7億円と一度計算してみました。さらに減価償却費9億円、これは設備や器機など何年か使用できるものの費用を毎年按分したものです。それと支払利息5億円を引くと経常損失7億円、先ほどの実質赤字7億円です。それに赤字補てんの7億円、浜松市の言う元利償還負担金加わり、当期利益は6百万円の黒字となっています。

そこで、減価償却前利益から上は事業収入、人件費、経費と並んでいます。これらは、将来、努力することで変えることができるものです。こういった将来、努力で変えられるものは、病院が中心となって改善に取り組んでいただきたい。

一方、償却前利益から下に減価償却費と支払利息があります。減価償却費は、設備や機器など過去の設備投資したのから生じたもので、支払利息は過去の借金に対する利息です。

これらは過去の経営の失敗の後処理です。倒産状態で医療センターに体力が無い現在、市が責任を持って対応するしか無いというのが行革審の考え方です。病院には償却前利益を増やすことを目標として責任を持っていただきたい。経費を節減しても、そのために患者さんが離れ、利益が減ってしまっは逆効果です。収入を増やす、人件費・経費を減らすためには様々な取り組みがあると思います。費用を増加させて収入をより多くすることもできますし、そういう積極策もいいと思います。そんな当たり前のことはもうとっくにやっていると言われるかもしれませんが、しかし病院改革に特効薬はありません。当たり前の取り組みの結果が分かるベンチマークとして、償却前利益という具体的な指標を取り入れたらどうかという提案です。

二番目は市の公的医療負担基準を明確にしてくださいということです。計算基準を作るという表面のことではなく、浜松市の医療センターへの負担助成を考えることは、公的病院としての医療センターの役割を明確にすることです。医療センターは都市部にある公的病院ですから、そこには他の病院もあります。他の病院との連携、ネットワークを考えて、全てを手掛けなくてもいいことは病院の方々のご承知だと思います。医療の専門家集団として公的病院たる医療センターはかくあるべきだ、したがって浜松市にはこれだけの負担を要求するくらいの意気込みで公的負担の基準を考えていただいているのではないのでしょうか。

償却前利益7億円は医療センターが稼いだものです。これを減価償却費9億円と借入金の支払利息5億円で食い潰して7億円の赤字となっています。体力を超えて過大な投資をした結果と言えるのではないのでしょうか。更に退職金の引当不足というかつての負債の先送りが、医療センターを破綻状態に追い込んでいます。対策を必要とするのは、まず隠れた債務です。退職引当金の不足額は、医療公社の計算では42億8千万円です。これは民間でいえば過去の基準で計算されたものですので、再計算する必要があります。また、民間では計上する賞与引当金も処理されていません。行革審の試算では4億6千万円ほどあります。次に借入金です。昨年度末の残高は140億円でした。ここに工事中の耐震対策49億円が加わります。借入金の半分は市が返済する約束になっていますが、残り半分の返済や退職手当、賞与の処理が医療センター単独で出来るかどうか疑問です。

先ほど、体力を超えた過大な投資と申し上げました。しかし設備や医療機器の更新等は事業を続けていくために必要です。逆に投資を怠る方が問題です。ところで医療センターでは例えば建物を造る際に借金すると、市がその半分以上を返済してくれます。半分は市が資金を出してくれるとなると、設備投資が過大になる恐れがあります。償却前利益から減価償却費を引くと、本業の営業結果を示す「営業利益」とな

ります。実際、昨年は2億円の赤字でした。過大な設備投資が原因の一つと言えるでしょう。重要なことは、設備投資は、無くても、足りなくても、多過ぎてもいけないということです。よく俗に「羹(あつもの)に懲りてなますを吹く」と、医療に必要な機器を入れられなかったではなく、病院が頑張っただけで利益を改善したら、それを全て財務の改善につぎ込むのではなく、将来のために一部は機器購入に回すという仕組みもあっていいのではないのでしょうか。そこで、設備投資をする際のガイドラインを是非作っていただきたい。先ほど、病院は償却前利益を目標にしてくださいと申し上げました。将来は機器の更新等、設備投資も含め最終利益まで責任を持っていただくためにも投資のガイドラインが必要だと考えています。

次に医療センターの運営形態について、先ほど健康医療部から説明がありました。行革審からは自立経営可能な運営形態を置くという考えを申し上げました。そのためには運営組織として経営健全化計画を実施できる実行力を持つこと、経営計画、設備計画等を経営者として判断できること、医療センターとして経営責任を負い、公的医療を除き市に負担を求めないことが必要です。行革審として、運営形態は健康医療部の検討を見守りたいと思います。しかし、今申し上げた条件を満たしてくださいという注文だけは付けさせていただきたいと思います。

最後にまとめです。医療センターの実態を市民に公開すること。医療センターは黒字ではなく、実際は赤字ですから、まず医療センターの実態を市民に公開すること。自立できる基盤を整備するために必要な市の負担を明らかにして市民の理解を求めてください。現在は非常に財政的にも脆弱ですし、自立するためには市の大きな力が必要です。責任ある運営体制と職員の協力により、市民の期待する公的病院の役目を果たしてください。医療センターが市民にもたらしている安心感が大きい程、医療センターへの期待も大きいわけです。責任ある運営体制と市民の皆さんの協力により、しっかりとした基盤に立つ医療センターに生まれ変わってほしいというのは行革審、私共の総意です。今日は行革審から医療センター改革の考え方の基本を申し上げました。医療の専門家である公社の方々、浜松市当局で検討いただき、基本的な考え方を受け入れていただけるなら、具体的な数値と実施時期を入れた計画として、具体化させていただきたいと思います。以上で私の説明は終わります。

鈴木会長

岡崎委員、9枚目の将来の努力で変えられるものというところで、人件費と医療収益の比率が、会社の目標が55.3%に対して、ベッドが500以上ある病院の全国平均を見ると、公立が51.5%、公立で黒字の病院が48.7%、民間は48%。もうここで、将来の努力で変えられるものは、これでは変えられないです。あなたそう言うつもりだったでしょうが、その点で硬直的年功序列賃金体系を改めることをしなければ、他と比べて見ると分かるでしょう。

岡崎委員

現在、浜松市の健康医療部から出ている戦略計画という経営計画には、55.3%を目標としますと出ています。これを、500床以上の病院の全国平均51.5%にもし置き換えると、2億8千万円の人件費が節約できます。公立病院の黒字の48.7%に置き換えますと、4億8千万円の人件費が節約できます。民間の48.0%に置き換えますと、5億2千万円の差が出ます(正しくは51.5%の場合、5億円。48.7%の場合、8億7千万円。48.0%の場合、9億6千万円)。ですから、先ほど私が、今会長からも申しましたように、償却前で自分たちの努力でできる部分の一つの人件費が55.3%を目標にしていますが、極端な話をしますと民間の48%まで努力して出来ないことはない。自分たちでやろうと思えば出来るわけですから。そういう意味では、これからは償却前の利益については全て病院の方で責任を持ってやってください。たまたま人件費をここで取り上げていますが、人件費以外でもあると思います。会長からも今、指摘いただき

ましたが、実際55.3%は、500床以上の病院の全国平均と比べてもかなり高い。では高いのは何かというのは既に私共外部監査で何度もご指摘申し上げています。中身は皆さん方、担当者の方々は十分ご存知だと思いますが、私共も、二度三度にわたって、他の病院と比べると非常に人件費が高いと指摘申し上げています。改善されてはいますが、まだまだ非常に改善する余地があると見ています。それは付け加えさせていただきたいと思います。

それでは外郭団体の委員であります井出委員から、今、行革審から色々改革案を申し上げまして、その点について市の担当の方々にいくつか質問させていただきたいと思います。

井出委員

医療センターの改革に市が相応の責任を負うということを前提に質問を申し上げたいと思います。特に強調しておきたいところですので、先ほど岡崎委員が既に説明したと一部重なりますが、何点かあります。

一点目、公的な医療に市が負担することは良いとしても、前提として、どこまでが公的な医療かということとを明らかにしておく必要があると思います。時代の求める公益性、医療に求められる公益性にも関わるとは思いますが、どこまでが公的な医療か、市民の誰もが納得できる考え方を示していただきたいと思います。つまり、浜松市の医療でセンターが果たす役割を明らかにしていただきたいということです。

例えば、少子化への対応は医療の分野にも強く求められると私は考えておりますが、それが、浜松市の医療としては、どこまで取り組めるかも検討事項に含まれてくると思います。センターの担う公的医療の役割を専門家の皆様で検討して、私達市民にも分かりやすく説明していただくことをお願いしたいと思いますが、その点はお願ひできますでしょうか。

二点目、立て直しのため病院に努力していただくことは当然ですが、経営の重しとなっている部分は市がある程度まで、てこ入れ、支援することになると思います。市が支援した部分は区別し、市民にはっきり見えるよう分かりやすく公開していただきたいと思います。

三点目、今後免震工事49億円や、退職手当約42億円など負担が増していきます。市の支援が、この点もどのくらい必要なのか、そしてどう支援できるのかを検討の上で明らかにしていただきたいと思います。先ほど、補助金の説明にもありましたが、日赤病院が浜北に移転したことで、20年間で約47億円という多くの補助金が出ています。医療機器に10億円その他色々説明がありました。日赤病院もまだ100%稼働していない状態で補助が必要だと思いますが、日赤病院にこれだけ補助するのであれば、医療センターに補助を出さないわけにはいかないと思います。他の病院には47億円、瀕死の重傷を負っている医療センターには補助は行かないということでは、若干の矛盾も生じてしまいます。そこを市民に納得のいく考え方で説明いただければと思います。

四点目、健康医療部の改革案では、何がどのように改革されるのか、明確に示されていません。改革の方向性や、課題の認識等、大枠はよいと思いますが、今後実際の実行段階で改革案を作るときには是非とも具体的な数値目標と、その実施時期を盛り込んで作っていただくことが必要だと思います。それがなければ、改革が意味をなさないものになってしまう恐れがあると思います。是非、それぞれの改革、項目ごとに数値目標を明らかにし、いつまでにやるかをはっきりさせていただきたいと思いますが、その点も大丈夫でしょうか。

最後に五点目、重要な点です。人件費の収益比率の目標が先ほど55.3%と出ましたが、これは同規模の公立病院の全国平均は51.5%、そこに比べると、目標であるにもかかわらず出遅れています。今は公立病院も色々な改革に取り組んでいる状況で、民間では48.0%ですので、いきなりそこまでは無理にしても、医療センターでも出来るだけスピードを上げて改革に取り組んでいただきたいと思います。

医療センターは市民の大切な病院ですから、一日も早く健全な状態になるよう、市民としても応援していきたい気持ちです。以上です。

岡崎委員

私からもう二つほど、皆さん方に辛い質問をさせていただいた後、他の委員の方のお話をお聞きしたいと思います。

一点目は、先ほどから何回も申しているように、医療センターの医師、看護師さん、職員の方達は、ほんとに皆さん一生懸命働いて、市民の方の評価は非常に高い一方、経営は実質的に赤字で債務超過だと。この原因は、過去の過大投資と、色々な意思決定の曖昧さによって経営を失敗してしまったということだと私共行革審は思っていますが、市の方々は、どう思っているのか。

二点目は、現在、財政状態は赤信号です。この医療センターの経営状態について市は相当重い責任があると思いますが、その点どうお考えになっていらっしゃるのか。

そう簡単には答えられないと思いますが、認識だけでもお聞かせいただきたいと思います。

鈴木健康医療部長

最初に井出委員から何点か質問がありましたので、的確に答えられるか分かりませんが、全体的にお話させていただきます。

まず公的医療に対する負担、公的病院としてどのようにやっていくべきかですが、前回審議会でも1号負担金として、周産期とか小児医療の関係、それぞれ説明しましたので、これで十分だと思いませんが、基本的に先の行革審でもこの部分は公的な負担としていいだろうというお話でしたので、今後しっかり専門家を含めて整理していきたいと考えています。

二点目に、その部分と、赤字の部分をしっかり区別して出さないということでしたので、今日の議論も踏まえ、整理していきたいと考えています。

三点目として、市が投資した分の市の責任をどう考えるかです。市としては、その分について従来、先ほど岡崎委員のお話にもありましたように、償還金の半分は入れているということで、設備投資に対する支援を形はともあれやっていきたいという考えです。それを赤字補てんというか、償還金に対する補てんというかになりますので、もう一回整理していきたいと思います。

四点目として、日赤病院の関係にからめ、市としてどういう負担をしていくかですが、今までの議論と同じですので、少し整理して、相応する負担を市民に分かるようにしっかり説明しながらやっていきたいということです。それから今後の方向性ということでお話がありました。これは、医療センターの果たす役割等について、やはり、専門家を含めて検討し、しっかりと役割をやっていきたいと考えています。

五点目で、人件費の収益比率ですが、市としても医療公社の人件費は高いと指摘していますので、今後そこはしっかりやっていきたい。ただ現在、市に準じるということで硬直的な人件費の体質になっていますので、先ほど申し上げました、運営形態の抜本的な見直しの中で考えていかないと、なかなか手が付かないのではないのかと考えています。

それから、岡崎委員の質問にありました、経営の失敗についての市の認識ですが、医療公社が赤字を抱えて、引当金を入れれば債務超過ということですので、総合的に見れば経営の失敗と言えるのではないかと考えています。

最後のお話で、医療センターの経営状況は市に相応の責任があるかというお話ですが、医療センターは市が開設して医療公社に委託して運営を任せてきた病院ですので、経営状態について市には相応の責任があると考えています。以上です。

鈴木会長

ちょっと悪いけど、飯田副市長の担当が医療センターだから、今の岡崎委員の質問に対して飯田副市長から一言お願いしたい。

飯田副市長

市の認識ですが、今、健康医療部長が申しあげましたように実質赤字という状況で、色々加えれば債務超過になってるという実態を考えれば、やはり市としても責任があると思います。

それから財政に対して、市に相当の責任があるのではということですが、やはり市に責任があり、これからも市が全面的に医療センターの改善に向けて支援していく、支援したいと考えています。以上です。

鈴木会長

今、色々な話をして、認識が同一の土俵にないと進まないと思います。だから市の皆さんも、今、飯田副市長がおっしゃったように、ちょっとこれは大変な問題だ、再起不能だ、何とかしなければいけないという認識はお互いにお持ちになったと理解していいですか？

飯田副市長・鈴木健康医療部長

その通りです。

鈴木会長

そうですね。そして、過去の問題を掘り下げるわけではありませんが、市には病院事業経営委員会があって、一方、病院には医療公社があって理事長以下ということで運営しているという話が出ましたが、実は運営ではなしに、経営の存在、経営が無かった。運営ではない。その辺を理解して改善していく必要があるという認識をまず持つ必要がある。

だから、極端な言い方をすると、井出委員から日赤病院に47億円も負担しているなら医療センターにも負担したらどうかという話が出ましたが、過去10年間を見ると実質90億円くらいの大きな赤字を負担している。なおかつ40数億円、今度の免震工事を入れると両方で90億円くらい出ていく。600万円の黒字だなんていう発想をもっていらっしゃるから、先ほど財務部長に申しあげたように、補助金という名目をきちんとしておかないといけないんです。認識の問題。意識の問題。モラルの問題。岡崎委員は専門で、今まで理事もやっていて、少し言いにくい、歯切れの悪い点もあったが、ざっくばらんに言うともうダメですということです。だから過去の債務を今更切り捨てるわけにはいかないという問題と、それから、これからどうするかという問題と、二つあると思います。そうすると、先ほど市から説明があったように、独立行政法人に切り替えるという方針、お考え方があんなら、行革審としても今のままでは行き詰っているのだから、四つの案の中で、やはり独立行政法人が一番良いのではないのか。市のおっしゃることに賛成しますが、これを実現するために色々な過去の債務をどうするかということと、これからどうするかという、二つがあります。そうすると、過去の債務のことをぐじゅぐじゅ言っても、神様が50億円も100億円も持って来てくれるわけがない。だから、あまり過去の債務のことを言うより、明日からどうするかに重点を置くなら、独立行政法人と市がおっしゃるんだから、早く実行すること。そして経営の主体性を明確にすることです。院長は言うなれば病院の診療に関わる運営の責任を持っている。理事長は経営者ですから、経営の責任を持ってもらう。そして、市と医療が、どちらが責任あるかという問題ではなく、やはり、きちんとした独立した経営をやるということです。だから、飯田副市長が行ってやるくらいの大物がやらなければ、正直言っ

てなかなかできません。また、誰か頼んで来てやるとか、お医者さんの古手を持って来てということではダメ。ちょっと言い方ごめんなさい。経営をやるんだから、それを明確にして私は進めていただきたいと思います。

それから人件費の問題は、やはり大変な問題です。びっくりした。人件費対医業収益比率が、民間の平均が48%で、医療センターが55.3%という話がありました。民間の平均の48%にすると、他の努力もすれば赤字が消えそうだし、まんざらでもないかと。皆、気が付かなかったが、情報を公開してしっかりすればそういうことです。ちょっとすれば赤字が消えるという問題もありますから、これはやはり大きな問題だろうと。材料の購入だとか、理事長がいるのにまた健康医療部とか何とかで人が3人も4人もかかっているから、その給料の負担はどうなっているか知らんけど、ある程度医療公社で負担してるの？

鈴木健康医療部長

それは市が負担しています。

鈴木会長

1銭も公社には迷惑掛けていない。本当ですか？

鈴木健康医療部長

はい。

鈴木会長

それなら良いけど。屋上屋を重ねてしまっています。管理する人はいるけど経営に責任持つ人はいない。人の管理、足を引っ張るか批判するだけで、経営はやっていないというやり方でしょう。評論家は一番楽ですよ。経営者は経営責任を負わされているが、評論家なら、評論家は一番楽ですから。だから今の市は全部、市長以下全員が評論家になっていて経営はしていなかったというのが、先ほどのこの問題だと私は思います。したがって過去をとにかく言うより、これからどうするかということで独立行政法人が良いというなら踏み切って、そしてまずやるということが一番良いのではないかと。過去の債務はもうどうにもなりません。そういう点で、自信と、目標を持って実行してください。行革審で激励する会なんて初めてです。

井出委員

先ほど、私の質問がはっきりとした質問形式を取らない表現で言ってしまったからだと思うんですが、改革案に前向きに取り組むというお答えをいただきました。そこで具体的な数値目標と実施時期も明示していただけると受け止めてよいでしょうか？

鈴木健康医療部長

先ほども申し上げましたが、新たな改革の議論の中でしっかり専門家等で検討しないと、具体的な数値目標は立てられないと私は考えています。しっかり検討した中で目標が定められるのではないかとことです。

井出委員

出せる時期が来れば出すということですね。

鈴木健康医療部長

はい、そういうことです。

井出委員

ありがとうございます。

鈴木会長

それと今、人件費の話で55.3%と申し上げましたが、収益を12～13億円増やせばいいという問題もある。両方間違えないようにしてください。収益を増やすことを考えなければということ。両方するということ。

岡崎委員

時間も迫ってきましたので、最後のまとめをさせていただきます。

今、大変に医療公社は厳しく、予算も非常に厳しい中で、先生方も一生懸命努力なさっていますが、医療機器その他について、先生方としては非常に古いものも使っているという話を聞いています。医者は出来るだけ新しい機械を使って良い治療をしたい。もちろん企業も、設備投資を怠ってでは競争には勝てるわけではない。といっても、何でも買って良いということではなく、是非、先生方にも頑張って治療にあたっていただくような、設備投資のルール、ガイドラインも一緒に作って欲しいと思います。

本日は、医療センターの現状の問題点、今後の改革案を中心に議論させていただきました。地域において市民から信頼される病院として揺るぎ無い基盤に立った抜本的な経営改革が求められていると思います。医療センターの現状を考えれば、改革の実施は緊急かつ非常に重要ですので、改めて全員で、同じ土俵の上に立った感覚で進めていくということを確認出来たと信じています。緊急に当局でより具体的な改革の工程表をご提出していただくよう最後にお願いしたいと思います。ありがとうございました。

鈴木会長

では他の委員、次へ進んでよいでしょうか。

(3) 附属機関等について

それでは外郭団体を終わり、三番目の議題「附属機関等について」、市政経営分科会のまとめ役である伊藤委員に総括をお願いします。よろしくをお願いします。

伊藤会長代行

市政経営分科会のまとめ役の伊藤です。

執行機関、附属機関は、第2回審議会設置状況や委員数、報酬額、活動状況の現状を分析すると共に、見直しの考え方を審議しました。

その中で執行機関、附属機関とも、見直しのアウトラインは示されましたが具体性に欠けていましたので、詳細な見直しの方針を示すよう、指摘したところです。

今回、年内に予定しています20年度予算に係る提言に向け、前回分も含めこれまでの審議の中で出

された意見、指摘事項の主なものを一括して私から説明させていただきます。その後、市の説明をいただくようにしたいと思います。

まず執行機関、附属機関についてですが、執行機関とは市長をはじめ、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員等を言い、自らの判断と責任において行政を執行する機関です。浜松市には市長を除き、16の機関が置かれています。また附属機関は一般的には 審議会等の名称で、通常は市長等からの諮問に応じて審議を行い、市長等に答申、提言を行います。

それではまず執行機関に対する指摘事項のポイントをまとめてお話し申し上げます。執行機関の設置、委員数は法律で定められていますので、合理化は非常に難しいと思いますが、合理化が可能なのは市内に四つある農業委員会です。農業委員会は政令市では区ごとに設置するのが原則ですが、市長判断で区ごとに置かないことが出来るという文書があります。一つに統合するべきと委員会で意見がまとまっています。現在4つの農業委員会で122人の農業委員がいますが、一つに統合しますと最大でも50人程度となります。効率的な運営が可能になると考えられます。また、農業委員会の委員数を削減する代わりに、現在、浜松、引佐の農業委員会に設置されています、現場調査を担う農業調査員等の拡充を図ることを提案します。執行機関をチェックする市議会議員が、一部農業委員に就任されていますが、農業委員会をチェックすべき議員が執行機関である農業委員会の委員に就任してチェックできるのか疑問ですので、再検討をお願いしたい。監査委員は企業で言えば監査役です。計数管理だけでなく、経営そのものをチェックするべきです。そのためには機能強化が必要です。公認会計士を入れる等、委員構成を変えたらどうかということです。

次に報酬ですが、日額とするか、月額とするか確認したいと考えます。報酬が月額制ということでしたら、その理由を明確に説明いただきたい。また報酬額はどのような基準で見直すのか、また見直しの時期はいつかを確認させていただきたい。執行機関の委員の報酬は、勤務1時間あたりに換算すると大変高額です。このため、日額に支給方法を見直すという方法もあるし、もし月額とするなら、権限責任があるからという理由だけでなく、権限や報酬に見合った活動をしていただくことが必要ではと考えています。また、会議の開始や時間等、執行機関の活動の成果を示す指標を定めて、市民に執行機関の活動状況が分かるように情報を公開していただきたいと考えております。

次に附属機関です。機関の設置は個別に各部局で判断するのではなく、設置基準等、明確なルールを作った上で、副市長をチーフとした審査部門を設け、統一的に判断すべきと考えます。また、既存の附属機関についても設置年度の新旧を問わず、必要性を検証すべきです。附属機関数を減らせば報酬等、直接的な経費の削減だけでなく、従事する市の職員の事務の手間が減るという効果もあり、行革へつながるのではと考えます。附属機関の役割のうち、市民の意見を聴取する機能は、パブリックコメント等を活用すべきではと考えます。また、附属機関の中には類似、同様の機能を持ったものがあります。統合によって効率化が図られ、なおかつ審議会が活性化するのではと考えられますので、類似同種の附属機関は統合すべきです。合併の前後を比較しますと、機関数の増加よりも委員数の増加が非常に多くなっている。16年に1,017名だったのが19年には1,682名と、委員数の増加が非常に大きくなっています。合併で20万人の地域群が増加してもトータルで委員数を減らす考え方が必要ではと考えます。ガイドラインの見直し、徹底により委員数を絞込みすべきではと思います。審議会の委員数は9~12人の区分が一番多いと聞いています。附属機関の活性化を図るためにも委員数の上限を10人にして、委員数を削減すべきだと考えます。兼務数は幅広い人材から意見を聞くため、上限を現在の内規5から2にすべきだと考えます。長期委嘱を避けるため、委員の任期の上限を現在の3期または10年から、2期または4年に引き下げるべきだと考えます。報酬ですが、報酬は市民のボランティア的なもの、介護認定審査会等、専門家が実務を行うものと非常に幅広くなっていますが、それぞれの役割に応じた額にすべきだろうと考え

ます。報酬と謝礼が使い分けられていますが、報酬に一本化していただきたいと考えます。報酬は仕事の対価だということを今一度認識していただくためにも、ガイドラインに明記していただきたいと考えます。経過措置等ですが、附属機関の廃止・統合、報酬の見直しは、経過措置を設けず、速やかに、出来るだけ早く行うべきだと考えます。それから地域協議会は、市では区、地域協議会の活動を見守りながら、現在の協議会委員の任期が満了となります3年後、22年3月を目処に再編の時期を探るとしてはいますが、出来るだけ早く、21年3月末には再編が出来るようお願いしたいと考えます。

以上、審議会で出ました意見、指摘事項の主なものを私から説明いたしました。それでは、この意見、指摘を踏まえ、市の考え方を伺いたいと思います。企画部長から「執行機関」「附属機関」それぞれの見直し方針について説明をお願いします。

齋藤企画部長

企画部長の齋藤です。よろしくお願いします。

まず、執行機関からお願いします。執行機関の見直し方針(案)です。執行機関は先ほど、伊藤委員からも説明がありましたように、法律で人数他が決まっていますので、報酬額が見直しの元になると考えています。支給方法、報酬額、それぞれの執行機関別の具体的な取り組みです。

支給方法は、今の見直し方針は、固定資産評価審査委員会は今現在でも日額の支給ですが、その他の委員会は現行通り月額で支給したいと考えます。この根拠になっている地方自治法の規定では「日額報酬が原則」と書いてあります。203条第2項で「議会の議員以外の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを給する」となっています。但し書きがあり、「但し条例で、特別の定めをした場合はこの限りではない」ということで、私共の方ではこの条例で規定して月額で支給をしている。他の政令市も同様です。先ほど伊藤委員から指摘がありました。月額支給の理由として、権限に伴う責任があるというだけではないというご指摘はごもっともだと受け止めています。権限に伴う責務がかなり重要だということ、それから特別職の公務員としての縛り、人格的に縛られるということもあります。例えば政治的行為の制限だとか、守秘義務があるとか、一般職員と同じような縛りが日常的に付けられることもあります。それから審議会で指摘いただいてきましたように、報酬に見合った活動をしているかも大変重要な観点の指摘をいただいたと受け止めています。これにつきましては、私共も報酬に見合った活動をする執行機関としてやっていただくよう、仕組みを作っていきたいと考えます。例えば附属機関でご意見を伺っていたものを、執行機関でもご意見を伺うようにするといったことで活動を活発化させていきたいと考えます。

次に報酬の額です。報酬額を、政令市における執行機関の最低水準を目標値としたいという案です。場合によっては地域特性や、委員の専門性を考慮して額を決定していきたいというもので、地域特性とは、例えば農業委員会のように農業が盛んな政令市は新潟等もありますので、そこも参考にしながら、地域特性を多少考えていきたい。委員の専門性は審議会でのご指摘いただいていますように、監査委員には公認会計士を選任するということもあり、そういった専門性を考慮した額にしたいということです。会議活動以外を加算した時間当りの単価を表(資料P.3)に示しており、人事委員会が1万6,966円など並べています。これを参考にしていきたいと考えます。

それぞれの委員会別の具体的な取り組みです。

まず教育委員会です。先ほども申し上げましたように、報酬に見合った活動となるよう、懇話会等の機能は教育委員会に担っていただき、関連する懇話会等、附属機関である懇話会等は廃止していく。報酬額ですが、委員長が11万円、委員が8万1千円の月額ですが、政令市17市、それから人口50万以上の中核市7市を加えた24市を比較し、浜松市が最低のラインになっていますので、額としてはこのままでいきたいと考えています。

選挙管理委員会です。市の選挙管理委員会と区選挙管理委員会があり、政令市の最低水準を目標に見直し、市と区の報酬額の格差を設定していきたい。市の方は、24の政令市、中核市中21位で、政令市の中では一番低く、市の選挙管理委員会はこのままでいきたいと考えます。区選挙管理委員会は、その下の表にあるように17市中、新潟市が一番低いラインで、浜松市が13番ですので、新潟市に合わせた額、委員長が6万円、委員が4万5千円を目標にしたいと考えています。

人事委員会です。これも政令市の最低水準を目標に考えますと、新潟市が18市の最低ラインで、新潟市の額を目標に適正化を図っていきたいと考えています。

監査委員です。これは識見を有する者という監査委員で、行革審から指摘いただいたように公認会計士を委員とすることを目指していますので、職務の専門性から、公認会計士の一日あたりの単価を目安に見直ししていきたいということで、今、検討中です。それ以外の、議会選出の監査委員は現在21位ですが、新潟市が政令市では最低で、4万7千円を目標額にしていきたいと考えます。

次に先ほど指摘いただきました農業委員会ですが、21年6月の統一がありますので、選挙による削減を図る中で報酬も見直しを図りたいと考えており、統一の話し合いの中でも、職務に合わせて検討していくとなっていますので、これを目指していきたいと考えます。額は、現在、浜松地域が会長が7万5千円、委員が4万4千円、浜北、天竜、引佐のその他の委員会では会長が4万6千円、委員が2万7千円です。これも委員会の統一の話し合いの中で、額を統一していきたいと考えます。

次にただ一つ日額で支給しております固定資産評価審査委員会です。これも政令市の最低水準が目標になると、さいたま市が23番目で最低ラインで委員長が1万3百円、委員が千円低くして9千3百円を目標にしたいと考えています。

先ほど、執行委員の農業委員の委員に市議会議員が選任されるのは疑問だという指摘もいただきました。これにつきましては議会選出の委員もいらっしゃいますので、私共も検討させていただきたいと考えます。議会のご意見も伺っていききたいと考えております。

それから、指摘の中で月額報酬制にするなら権限に見合った活動内容が必要ということと、公開のお話がありました。私共確かに執行機関は、活動を公開するというのも今まであまりしていませんので、公開する方向で検討したいと思えます。

次に、附属機関をお願いします。附属機関の見直しは、設置の基準、委員構成、報酬額、懇話会等の廃止をするスキーム、委員の専門性を向上させるスキーム、適正化の工程表。そこから想定される効果、さらなる見直しについて説明いたします。

まず設置の基準ですが、先ほどからお話していますように、附属機関等は条例等で定めている附属機関と、私共が要綱で定めている懇話会とがあり、要綱で定めている懇話会等は廃止していきたいと考えています。それから委員の専門性を向上していきたい。市民意見を反映する目的の附属機関の場合には、区協議会へその機能を集約していきたい。更に幅広く市民の意見を聞く必要があると判断したときはアンケート調査やパブリックコメント制度等を活用していけばいいのではないかとということで、附属機関は改革していきたいと考えます。

委員構成です。私共の今の考え方では委員の上限数を20人から16人にしたいと考えます。更に長期委嘱者を制限するため、3期または10年となっているものを2期または4年に変えていきたい。それから色々な機関、選出母体から選出している委員は兼務している方が多いということで、今5機関までを許しておりますが、それを2機関までにしたい。先ほど、伊藤委員から上限委員数を10人まで絞ったらどうかという意見もいただきましたので、工程表のところが出てきますが、見直しによる影響調査をする中で10人でもやっていけるか、それから法定のものもありますので、合わせて10人まで絞り込めるかを見極めて決定していきたいと考えます。指摘を受け止めて検討してまいります。

次に報酬の額です。指摘がありました報酬額は、これまで(報酬ではなく)謝礼として払っているものもありましたが、謝礼は懇話会等で主に支給していました。懇話会の廃止により、これも廃止出来ますので、全て報酬に統一していきたいと考えます。額ですが、専門性の高い委員の報酬額は法令等に定めがある場合を除き現行水準の8千8百円を基本にしたいと考えます。それから公益代表や、市民委員の場合は、報酬額は交通費等に相当する額として3千円程度にしたいと考えます。介護認定審査会や感染症審査協議会等、行政事務を代行している機関の報酬額は、専門的な見地からやっていただくということで、現行の報酬額を基本に、必要に応じた見直しをしたい。とりあえずは現行の報酬額にしまいたいと考えます。

懇話会と、要綱で設置したものを廃止していきたいと考えていまして、(資料P.5の)スキームは、YESの場合には下へ、NOの場合は右にという流れでして、まず設置期限が来たところで廃止していく。それから、廃止の検討ができたところで委員を解職したりして廃止していく。それから、区の協議会でその役割を代替できるものは区の協議会で審議していただく。更に、他の附属機関で代替が利くものは、他の附属機関に審議を任せていく。その懇話会等の機能がどうしても必要だということになれば、条例で設置する附属機関化を図っていきます。それから、更に幅広い市民意見の聴取は、パブリックコメントとかアンケート調査等でやる方法もあります。

専門性向上のスキームです。市民委員の機能は、市民委員を廃止していきますので、区の協議会で審議会の委員として代替をしていく。区協議会での審議をお願いします。あるいは、他の附属機関でその市民委員の意見を聞ける場合は、それで代替していく。更にどうしても市民委員が存続するという場合は、報酬額を先ほど説明しましたように3千円に引き下げたいと考えます。

適正化の工程表です。適正化は今年度末、20年3月までに行い、4月から適用したいと考えています。附属機関等はガイドラインを作ってやっていますが、ガイドラインを改正してやっていきたい。3月までにガイドラインを改訂していく。現在から12月までに各所管による見直し、どういった影響があるかという調査をかけ、年内までにその見極めをし、それから見直し案の決定をし、それに基づいてガイドラインを改訂していきたいと考えます。報酬額も改定し、20年4月から適用していく。報酬額は完全適用、他のガイドラインは経過措置を設けるとしています。これは、各ガイドラインに沿って附属機関を設置していますが、各附属機関が各々、条例で定められており、条例の内容で廃止できるものや統合できるものという、ある程度の影響がありますので、それを見極めるため、完全に1年間の経過措置ということではなく、可能な限り早い時期に適用していくという考え方です。

想定される効果は、見直しによる影響調査、附属機関同士の合体をまだ考慮しない今の段階で廃止出来そうな附属機関が42機関、削減できる委員数が632人、財政効果が約6百万円と試算しています。

次に更なる見直しに向けて、今、見直しによる影響調査をした段階で、更に類似・同種の附属機関の統合を目指す。それから、委員数自体の見直しを図っていく。それから設置や選任の手続きの明確化を図ってほしい。それから、これも指摘いただいていますように、今まで附属機関等はどういうものかという情報提供が不足しています。会議録の公開は今でもしていますが、会議資料の公開と積極的な情報提供、それから広く市民の意見を集約するという、こうした広報を充実していくことを目指し、これらもガイドラインに位置付けしていきたいと考えています。

参考に見直し後の附属機関の状況で、現在、法定必置の機関が17人削減され571人、条例設置の機関は委員数が見直し後250人削減され479人、これで計267人の削減を考えております。

附属機関について、ご指摘いただいた中でまだお答えできていないものは、特に合併で委員数が増加し、1,017人が1,682名にもなっていて、委員数の絞込みが必要だと。私共もそう考えていますので、委員数の上限、指摘いただいた10人も含め、検討させていただき、早急に結論を出したいと思

います。それから兼務数の制限だとか、任期2期4年以内にすべきという点をご指摘の通り、これを目指して実行していきます。説明は以上です。よろしくお願いします。

伊藤会長代行

どうもありがとうございました。それでは、市の考え方も踏まえ、改めて各委員からの意見、質疑をお願いしたい。初めに、私から質問で、執行機関の報酬の見直しの時期をどのように考えていらっしゃるか。もう一つ、提案しています農業委員会について再編を考えているのであれば、時期を含めて考え方をお願いします。

齋藤企画部長

執行機関の委員報酬は、農業委員会のようにまだ決まらないもの、あるいは監査委員のようにこれから考えていくものがありますが、目標としては来年度4月から適用したいと考えています。農業委員会は統合がありますので、統合時に移るということで、21年6月を予定しています。

伊藤会長代行

まず高柳委員から意見、質疑をお願いします。

高柳委員

従来と比べ、ものすごいスピードで、あっと驚く決断で、報酬額はもうすぐ予算編成の関係もあるでしょうが全部やるということだったんですが、統廃合の時は比較的スパッとやり易いと私は思うんですが、委員の数を減らす、例えば今まで16人だったのが10人になりますよってことになる、若干そこでどなたにお辞めいただくかという問題もあります。しかし、そういうのは全部スパッと思い切ってやらないと。年度がスタートという考えはそれぞれありますし、農業委員会のように6月という期限はありますが、年度で処理できるものは全部同時にやった方がいいと思います。それでないと、携わっている人たちが、あなたのところは単価がいいけど私のところは酷いねとか、ろくでもない会話になるだけで、たいしたことをしていないのに3千円貰えるだけで良いのではと思う人もいるわけですし、3千円が高いか安いかわかりませんが、いずれにしても市政に関連するわけですので、21年という話もありましたが、出来るだけ早くやった方がいいと私は思います。先ほど、医療センターのことで言おうと思って言わなかったんですが、医療センターも、執行機関、附属機関も早い方がいいと思います。医療センターは、全体数でベット数を考えれば、たかだか6%しかありませんので、それに何十億も市税を独自につぎ込んでいいのかという議論も当然出てくるわけで、大勢のファンがいます。したがってこの附属機関は、可能な限り早く私は切っていたきたい。冷酷なようですが、どっちみちお金が無くて、足りなくて、やっていけないから、こうした審議会を設けて、必死になって切り詰めてるわけですから、そこはドライに割り切ってやっていただきたいと思います。一番肝心なことはスピードをどうするかだと思います。附属機関でこの前、私がスピードが遅いと言ったのは、市政経営分科会に携わるもので、例えば民営化が急がれている就学前の幼稚園、保育園の民営化。スピードが全く遅い。つまり、組織の人員とか、色々なものも全部見直して、簡素化して人を減らさなさいと言っているんですが、市がやらなくても結構やれるものは、ものすごく遅れています。退職者がすごく多いのに、何を考えてやっているんだろうと思います。12月24日の緊急提言までにまとめるということですので、伊藤委員長とよく相談しなければいけないんですが、総人数の絞込みは実は民営化によるところが極めて大きいので、そういったものも含め、市の職員がなぜ公民館の職員をやらなければいけないかという問題もあるわけで、新年度からすぐやれというわけにはいきませんが、大きな柱として、この2年間の間にやれると思っ

ていますので、その辺もよく考えていただきたいと思います。以上です。

伊藤会長代行

次に山本委員、お願いします。

山本委員

只今高柳委員からお話がありましたが、非常に速い対応をしていただいていると印象は持っております。基本的に、行革審は全てが金の問題ではないという考え方で関わらせていただいています。どう合理化するかは非常に大事な問題で、それに関わる気持ちは変わりませんが、附属機関あるいは執行機関は、やはり中身の問題が非常に重要だと思います。言い難い言い方をしますが、市の皆さんの方向性に合わせてOKするだけの機関がなかったかと感じます。あるいは、そういったものを聞いて、市のやっていることが正しいんだということでおやりになる。そういった面からすれば、行革審のような市民の皆さんがお見えになる場で論議することは、市のやっている内容について非常にアピール度が高いと思いますので、どの分科会でも情報公開を言われていますが、この場そのものが非常に良い情報公開の場だと考えています。

それと、こういうことを論じる中で、やはり、お金の節約以上にレベルアップが大事。お伺いしますが、監査委員は4名と伺いましたが今どういうメンバーでやられているのでしょうか。

齋藤企画部長

議会選出の委員が2人、それから2人は識見を有する方で、計4人です。

山本委員

という専門家、今まで、公認会計士さんを取り上げたことはない？

齋藤企画部長

まだ公認会計士さんを委員にお願いしていません。

山本委員

そうですね。非常に少ない人数でやられている中で、最近では民間は無論、協同組合でも監査の方の権限は非常に強いと言われている。あるいは選任についても法律上の要求がある中ですので、浜松市のように大きな仕事をしている中で、今やっている方には失礼かもしれませんが、専門家がないのは非常に落ち度だという印象を持ちます。是非、早めにそうした方を取り上げていただくことをお願いしたいと思います。当然ながら、仕事でやっていただくこととなりますので、今までの節減とは違い、大きな費用が掛かるかもしれませんが、やっていただくことからすれば、市民の方から見ても決して大きな費用ではないと思います。

高柳委員もたまたま医療公社の問題に戻られた。私もその時、特別に発言しませんでした。かなり厳しい意見が出ていました。しかし今出るということは、委員長からも話がありましたが、やり直しが効く段階ですので、是非頑張ってくださいと思います。(人件費対医業収益比率)55%を48%にすることは今まで市の動きの中ではありえないことですから、思い切ってどういう方がやるか、たまたま飯田副市長さんの名前も出ましたが、そういったことではなく、覚悟がいるだろうと。しかし、ここでのおおっぴらになることで市民の皆さんの目の前で改革できるということの価値をご判断いただき、今まで出ていない極端なマイナス、人件費医業収益比率55%を48%。それはやり方で売上を上げればいいわけですが、そうした思

い切ったことが出来るのは、幸いな機会とお考えいただきたい。行革審も、そうご覧いただきたいと思いません。以上です。

伊藤会長代行

どうもありがとうございました。他に委員の方。意見、質問等ありますか。

鈴木会長

少し質問しながら、意見を聞いていきたいと思えます。この問題は3つあるんです。委員会そのもの、懇話会を含め数を減らす。その次に委員の数を減らす。それから自動的にコストも減ってくる。それで日当も変える。行革審はもう既に前倒して、任命されたときから、8千円か9千円をもらわず3千円しかもらわないということで模範を示そうと。念のために申しておきます。

そこで3つを減らすことで、今、懇話会等の廃止のスキームというややこしい工程をおやりになるなど思ったんです。懇話会というのは市民の意見を聞いてお作りになったものなんですか？それとも市が作ったものですか？もし懇話会を作るのに市民の意見を聞いて、こういう逆の姿で作られてやるならこのスキームはいいと思うんです。懇話会の廃止とありました。それで更に幅広い市民の意見を聴取するというけど、幅の広い市民からお聞きになって懇話会をお作りになったのか。簡単に答えてくれませんか。

齋藤企画部長

懇話会は、各部署で判断して市が作っています。

鈴木会長

そうです。市が作っているんです。だから、市が作って減らそうと言い出したら、今度はあなたの方が幅広い市民の意見聞くというのは、逆じゃないですか。

それから、委員の数を減らすのが、(上限を)だいたい16名くらいにしたいというのに対して、行革審は10名と申し上げた。これも幅広く検討したいという。企画部門になった途端に、検討って文言が多くなってきた。気に掛かる。検討すると言うんですが、参考のためにお聞きしますが、監査委員会の委員は何人ですか？

齋藤企画部長

監査委員は4人です。

鈴木会長

4人。選挙管理委員会は？

齋藤企画部長

選挙管理委員会は浜松市が4人、それから区ごとに4人です。これらの執行機関は、法律で人数が決まっています。

鈴木会長

いや、そんなことを聞いているのではない。人事委員会は何人ですか？

齋藤企画部長

人事委員会は3人です。

鈴木会長

3人。教育委員会は、何人ですか？

齋藤企画部長

教育委員会は5人です。

鈴木会長

5人。そうすると僕が言っているのはどういうことかという、法律で決まっている執行機関という重要な問題を討議する委員の数が3人とか、4人とか、5人なんです。いいですか。16人とか20人で意見を聞いて10人に減らせてということに対して検討するとおっしゃるが、法律で決まっていることでも少人数でやっているんです。人事委員会なんて、この間、人事委員会勧告を3人でやっちゃったわけです。ちょっと言い方は悪いけど、それでたいしたことないという語弊があるが、法律で決められている以外のものを減らすことを検討して、スキームを作ってやりますということは、どう考えても納得出来ない。市民の意見も聞かないで懇話会を勝手に作っておきながら、今度は市民の意見を聞きます、16人を10人にもっと減らしなさいって言ったから今度はスキーム作ってやりますということでは矛盾している。だから、そういう点で、もう少し見直していただきたいと思います。

伊藤会長代行

私の理解では要するに懇和会等を無くしたときに、パブリックコメントで意見を吸い上げますという意味で、このスキームで廃止するかどうか決めるときに市民の意見を聞くと書いてあるわけではないと理解していましたが……

齋藤企画部長

はい、おっしゃるとおりです。

伊藤会長代行

ですから当然委員や市役所の担当部署の意見を聞くのは工程表ではやるのですが、懇和会等を無くしてしまったら、パブリックコメント等で市民の意見を吸い上げますという絵ですね。

齋藤企画部長

はい、おっしゃるとおりです。

伊藤会長代行

市で、委員を含めて、要するに意思決定を出来るだけ早くすることをしていただく。
市民の意見をどんどん聞きながらどうするか決めるということではないですね。

齋藤企画部長

はい、そのとおりです。

鈴木会長

そうですか。では私の聞き違いかね。その点はよく分かりました。

いずれにしても、法律で決められている人数でもそんなに少ないんだから、思い切ったことをおやりになっていいのではないかという意味です。

それからコストが630人減らして6百万円減りますと言っていますが、これは日当だけの計算で、プリント代から会議という職員の事務コストを考えれば、何千万円の節約が出来るということを理解して、少数精鋭でやってもらうことが必要だと思う。

それから地方自治法による原則が日額だから日額でやるというお話がありました。月額と日額を見ると、法律に基づいて出来ている委員会が、どれくらいの審議時間を毎月やっているかを調べると意外に少ないです。一日というのは朝9時から8時間。8時間やった日額と2時間やった日額で調べると、ほとんどが2時間くらいです。8時間やれば4日分が一回で済むということでしょう。だからその点で計算すると法律で決められている委員でも5万円くらいの時間給になる。これは皆さんご承知ですね。数字をそちら(市)から出してもらったんだから。そういう点で、8時間労働でやっていただくとか、午前中4時間なり5時間やるというやり方ではなく、だいたい2時間くらいで済んでいるから、日額は問題があるのではないか。何らかの制限をすべきで、日額でやるなら少なくとも4時間以上というものを作らないと。1時間なり1時間半でぼちぼちやらまいかでは非常に非効率的で、事務職員もその度ごとに付き合わなければいけない。会議室を確保して、プリントを刷って、何人か出席して。だからやはり最低でも日額をやるなら4時間を原則、また原則という原則だって言い出すから、もう4時間だというふうにして日額で計算するならいいが、その辺を、何らかの歯止めを掛けないといけなく申し上げておきたいと思います。

それから市議会が来年2月からケーブルテレビで一般公開することが決定したと噂を聞きましたけど、正しいんですか？

齋藤企画部長

その通りです。

鈴木会長

そうすると市議会が一般公開するなら、少なくともこの法律による執行の委員会、あるいは色々設置されている委員会を全部公開すべきだと思います。非常に人数が少ないということで、やれば公開に出来るはずですが。このあいだ広報はままつを見たら何か公開するけど5名様で打ち切りますって書いてある。聞きに来ないから5名でいいのかもしれませんが、やはり何百人聞きに来られるという場合も困るでしょう。そんな5名とか10名なら公開ではない。きちんとした場所が無くても、椅子さえあればいいとか、マイクがあれば外で聞いてもいいわけです。新聞記者室にはマイクがいているのではないですか。そういうふうに漏れ承っていますが、そういう点があるとすれば、やはり私は5名様とか3名様とかではなく、人数を制限するのはいいけど、少なくとも20名や30名は一般公開をやるということ。行革審には報道機関を除いて120名~150名おいでいただいている。関心を持っていただいて非常に感謝していますが、やはり法律で決まっている委員会は、そういうふう公開すべきではないかとお願いしておきます。

伊藤会長代行

はい。他の委員の方、意見、質疑ありますでしょうか。

無いようですから、最後に繰り返しの部分が少しあると思いますが、まとめさせていただきます。

本日は執行機関、附属機関の見直しについて、色々な議論をしました。鈴木会長からお話がありましたように、検討という言葉が出てきた部分が少しありますが、これは是非、中身、それから実施見直しなり、時期、タイミングを含めて意思決定して、出来るだけ早く検討の言葉がなくなるようにしていただきたいと思います。今日、見直しなり、実施時期も含めて書いてありました部分は、実現できるよう努力をお願いしたいと思います。

それから市にお願いしたいのは、政令市行革ナンバーワンを目指す市の姿勢についてです。執行機関の報酬で説明がありましたが、それ以外、全ての分野でこの姿勢を貫いていただきたいと思います。

まず、執行機関ですが、教育委員会や選挙管理委員会等、組織や委員数がそれぞれ法律で定められていますので、委員数の見直し等が考えられる。というのは市内に4つある農業委員会を一つにすることです。市では21年6月の委員の改選時期に合わせて統合したいということでした。是非、実施をお願いしたいと思います。その代わり農業委員会は、統合に伴う委員数の削減によって業務の停滞を招かないよう、調査機関である農業調査員を浜北・天竜に配置する等の対応をお願いします。また執行機関の報酬額は、政令市行革ナンバーワンを目指すという市の姿勢は評価しますが、まずお願いしたいのは、執行機関のより一層の活性化であると共に、鈴木会長から指摘がありました点についても、是非議論を進めさせていただきたいと思います。

政令市になり、執行機関の責任は本当に増しているのではと思います。各執行委員の委員は、これまで職務に精励されてこられたと思いますが、今以上の活躍を期待いたします。執行機関の事務局も、執行機関の最終的な権限と責任は各委員が負っているということを踏まえ、各委員がその有する豊かな知識、経験を十二分に活かし、政令市の行政委員として、その重責に相応しい活躍が出来るよう、サポートをお願いします。

また、市においては、会議の回数や時間等、執行機関の活動の成果を示す指標を定めていただきたいこと、それを情報公開すること、会議そのものの公開も含め、市民に執行機関の活動状況を分かるようにしていただきたいと思います。

次に附属機関ですが、行革審の意見を取り入れ、任意の懇話会は原則として廃止して法律や条例に基づく審議会のみとする方向性、法律や条例で設置する審議会についても市民の意見を聴取する機能を区協議会やパブリックコメントに委ねて審議会の専門性を向上させる、報酬額をそれぞれの委員の役割とすることなどを盛り込んでいただいた点は評価します。ただし、委員数は上限16人とされていますが、委員が活発に議論できる環境を整えると共に、効率化を図るためには10人程度が望ましいということで、意見を出させていただいています。是非、検討し意思決定していただきたいと思います。市では更なる見直しに向けて類似、同種の附属機関の統合、委員数の見直し、附属機関の設置や委員選任などの手続きの明確化、情報提供の充実を掲げていますが、早期に実施に移していただきたいと思います。特に重要なのは附属機関の設置や委員選任などの手続きの明確化です。審議会を安易に新設することのないよう、しっかりとした審議会の設置や存続を審査する枠組みを設けていただきたい。その結果を市民に情報公開していただきたいと思います。先ほども指摘しましたが、区協議会、地域協議会は、22年3月末ではなく、1年前倒して21年3月末には再編が出来るよう再度お願いしておきます。市政経営分科会は今日の指摘を踏まえ、20年度予算に関わる提言を取りまとめ、24日に提言させていただきたいと思いますが、この提言の中には、当然ですが第3回の審議会でも審議させていただいた人件費に対する市の取り組みについて盛り込んでまいります。この中で通勤手当、住居手当を国並みにする等々の、給与の適正化と同時に、少人数の課が非常に多くなっています。特に合併し、自治センター、区役所が出来て、非常に小割りの課になっています。そういうものを無くす方向で大きく括りながら横の機能、縦だけではなく横も連携が取れるという組織改正、それから定員数、職員の定数の問題も、次の提言の中に入れて指摘し

ていきたいと考えます。以上で市政経営は終わります。

鈴木会長

今の伊藤委員の話で、10人以下の課が地域自治センターでは53%、区役所は6%、本庁は20%で全体としては2割ある。これは、区役所が出来たりして細分化されてしまっているという状況ですから、課を統合して職員一人ひとりが色々な仕事を兼務してやれるマルチ的な人間を養成していかないと、人は減りません。5人プラス0.6人という6人置いておく。5人プラス0.4人だと6人置いておくということで、端数が全部出るようになります。課を統合しないとフラット化と省人化は出来ないのでから調べてみてください。今の伊藤委員の最後におっしゃったことを少し補足しておきます。

(4) その他(天竜区役所の庁舎整備について)

それでは本日予定していました議題は終わりましたが、市から天竜区役所の整備について説明したいという申し入れがありました。天竜区役所については、耐震性が劣ること、あるいは市の庁舎の整備が検討されているなど、行革審でも勉強会をさせていただき色々説明を受けました。私自身も11月16日に現地に行き、天竜区役所、旧市役所以下4ヶ所に分散しているのを見て来ましたが、色々問題があることを感じましたので、まず天竜区役所の整備案について、改めて市の地域自治振興担当部長から説明をお願いします。

市川地域自治振興担当部長

地域自治振興担当部長の市川です。よろしくお願いします。

現在の天竜区役所は、会長のお話もありましたように旧天竜市役所を区役所として使用しています。既に新聞等でもご案内の通り、耐震性に非常に問題がありまして、現在地震対策について市として3つの方向性で検討しているところです。その状況を今日説明申し上げます。天竜区役所の庁舎整備で区役所の現状がどうなっているかということ、区役所と職員の配置状況がどうなっているかということ、3つの整備案それぞれの方向性、事業内容を比較し、それぞれのメリット、デメリットについてご案内したいと思います。

まず現状ですが、天竜区役所の庁舎は昭和45年に建設され、非常に耐震性が低いということで、地震に対する強さを表す指標であるIs値(構造耐震指標値)は0.31、これは静岡県の耐震の基準ではランク3という相当危険な建物です。そのため、庁舎の地震対策が必要という認識でこれまで検討してきました。

(資料P.3)私共が天竜区役所と一般的に申し上げているのが本館(図)で、これが旧天竜市役所の建物として、正規職員とアルバイト等と非常勤職員等を含め133人が現在勤務しています。それから、その道を挟んで反対側に別館(図)があり、こちらには区職員はいませんが、体育協会の職員とか、あるいは倉庫とか会議室に使っている建物です。それから区役所から100mくらい南に保健福祉センター(図)があり、主に高齢者関係の仕事をしている職員が17名います。そのすぐ隣に、旧の県の建物だった保健所の天竜支所(図)があり、健康推進関係の職員が28人いて、都合178人がこのエリアで区役所の職員として勤務しているという状況です。

こうした中、本館が耐震性に非常に問題がありますので、ここを整備するのに、現在3案を検討しています。まずA案ですが、天竜区役所本体の改修で今の庁舎を耐震補強します。この庁舎は、耐震補強の計画を立てている段階で天井材の一部にアスベストが入っていることが分かりましたので、アスベストの除去

工事も併せて必要です。B案は民間施設の活用、テピア4階の賃借で、現在の天竜区役所から1.5kmほど南にテピアという商業ビルがあり、セイフーさんというスーパーがやっていたんですが、撤退後空きフロアが出ており、地元からその空きフロアを区役所に活用できないかという要望があって検討させていただいています。ここは4階の部分をお借りして区役所にする案です。C案は庁舎の新設で、先ほど申し上げました別館、保健福祉センター、保健所の支所、3つの施設がありますので、こちらを最大限活用し倉庫や会議室になっている部分に本体からの職員を移し、不足する部分を新築したらどうかという案です。今、このA、B、Cの3案で検討しています。

事業の概要ですが、まずA案は、現在本体にいる133人分の職員を、延床面積が3,631㎡あるうちの必要面積945㎡を確保しながら耐震補強する案で、耐震補強工事とアスベストの除去工事が主な事業概要で、6億6千4百万円ほどを見込んでいます。

B案は、本館の133人をテピアの4階フロアへ移すという案です。この場合床面積が2,700㎡ほどあり、必要面積として1,000㎡くらいとれと考えています。テピアの4階を利用しますので、事業内容としては元々商業ビルだったものをオフィスビルにしなければならず、オフィス仕様への変更という改修、それから1階から3階は民間のテナントさんがお入りになるということですので、市役所とのセキュリティを切らなければいけないという意味での改修工事が必要です。併せて民間の借家ですので、当然オーナー側に賃料をお支払いしなければなりません、オーナー側の条件としては10年借りてほしいということです。現在賃料分とテピアの改修工事合わせて5億5千6百万円ほどかかると試算しています。

C案の庁舎の新設ですが、まず本館の職員133人を出来る限り周りの3つの施設へ移し、足りない部分を新設したいという考え方で、現在の想定では65人くらいが(3つの施設に)入れないのではと思います。この場合は延床面積1,755㎡、必要面積が437㎡くらいになると想定しています。事業内容は庁舎を新設する部分と、既存の施設の倉庫等に使っている部分を事務所に改造する費用全体で6億7千8百万円ほどを想定しています。

B、C案を選択した場合は、既存の施設は本館自体は活用しませんので取り壊しが必要です。また、旧本館部分には天竜の消防署が入っていますので、どの案を採りましても天竜消防署の整備も必要ということがもう一つの課題です。

この3案のメリット、デメリットを簡単に比較させていただきますと、市民の利便性という観点ではAとC案は、現在地で建て替えなり改修しますので、工事期間中はご迷惑をおかけしますが、オープン後は市民への影響は少ないと考えます。B案は、二俣の町の真ん中になりますので、交通アクセスは良くなりますが、他の3つの施設と遠くなって連携が悪くなるというデメリットがあります。執務環境は、A案は既存の天竜区役所がもう相当古い建物で、ただでさえ部屋が小さいですが、そこに更に耐震壁などが入りますので執務室が非常に制限されます。B案は、商業施設をオフィス向けに改良しますので、やはり事務所としての使い勝手は悪くなるのではと思います。C案は、新しく造りますので実態に合わせたレイアウトが可能で、融通性が利くと思います。事業費は、いずれも5億円から6億円という馬鹿にならない額ですので、どれが良いということではなく、いずれにしても事業費がかかるということで「×」(バツ)としました。長期的に見てどうかですが、まずA案は、耐震補強はしますが、昭和45年に建てた建物の耐用年数が伸びるわけではありせんので、残存価値は変わらないというデメリットがあります。B案は賃貸で、市が所有するわけではありせんので、撤退等の場合は不良資産化しないというメリットがあります。C案は、全く新しい建物を造りますので長期にわたって使用できるというメリットがあります。その他、B案は、借りた所に移るだけですから事業期間が短いというメリットがありますし、C案は、当初設計から入っていかなければならないため、事業期間的には少しかかると整理しています。

現在この3案を、天竜の区協議会にお示しし、今後、区の協議会や行革審あるいは議会のご意見を伺

う中で市の考え方を1本に絞り、議会に提案していきたいと考えています。簡単ですが私からの説明は以上です。

鈴木会長

はい。市からの説明に何か質問がありましたらどうぞ。

井出委員

質問ではなく感想ですが、将来の人口推計を冷静な目で受け止める必要があると思います。国立社会保障・人口問題研究所が人口推計を市区町村別に出しています。データベースはかなりの精度で信頼でき、一定の地域に余程大胆な施策を打たない限り、その人口動態は推計からさほど変動するということはないと思います。天竜区は、将来の人口減少は避けられないと思います。特に15歳以上65歳未満の生産年齢人口は、推計も幅を持って出していますが、2000年を基準にして2030年には良く見積もっても半減するという予測です。悪ければ4割以下になってしまいます。加えて高齢化率は確実に上がっていきます。2030年には50%以上になることは避けられません。そういった予測がされています。過疎化が進行してコミュニティが機能しない限界集落が出来てしまう可能性もあります。そうした現実を冷静に考えると、天竜区は将来的に他の区との統合も考えに入れる必要がありますし、例えば新設で6億7千万円のお金を天竜区民のために使うときに、建物の建設よりも別の施策に活かしていくことを考えた方が、区民のためには得策だと思います。決定事項を覆すつもりはありませんが、市民の目線で見えた感想として申し述べさせていただきます。以上です。

鈴木会長

どうもありがとうございました。

私、天竜区のお話がありましたから見に行きました。質問でもあり提言でもあり感想ですが、まず、皆さんから出されている案を見ると、今の6億7千万円にしても坪100万円なんです。現状を見ますと、天竜の皆さん大変失礼ですが、スズキの事務所もあんまり良くありませんがもっと汚い。いわゆる作業現場で仕事をしている。それで空いているところは物置で雑然となっている。整理統合は、建物の目的が違ってききましたから分かるんです。分かるんですが、そういう点で今の分散しているのを見て批評は出来ませんが、A、B、C案という考え方からすれば、私、テレビも見てきましたがB案は、もうほとんど不可能なことで4階に区役所が入って、では2階、3階をどこがどう使うんだということになります。それから今の井出委員が人口動態から見た場合に非常に問題があると指摘したこともあり、そういう点で、A、B、C案の何を採りますかという、私はもうC案しかないと見ています。ただし100万円という坪単価の豪邸は必要ない。市川部長にうちの事務所見ていただきましたけど、資料を置く部屋まで坪100万円かける必要は更々無いです。この間も設計会社の社長に、住宅が60万円が出来て、事務所がなぜ80万円、100万円かかるんですかと言ったら、高さが違うという話でした。倉庫とか事務所、物や資料を置くところは1m60cmから70cmの人が手を挙げて物が取れるという、大体2mくらいのギリギリでいいわけです。だから資料室と執務室を分けるということがまず必要。それからもう一つ、会議室を各部専属の会議室に使うのではなく、どの部門からでも自由に使えるワンフロアのシステムを作る。これはうちを見ていただいて、そういう合理化を考え、合理的にやっていくということと、今、井出委員がおっしゃった人口の動態から色々考えて、3年後なり5年後を考えた庁舎というか、出先を作るということが非常に重要だと思いました。そういう点で、まずA案にしるC案にしる、その辺を見極めて、南区や東区や北区に出来た螺旋階段の素晴らしい区役所ではなく、本当に実務の出来る市役所を造るとすればどうあるかをお考えになった方がいいのではないかと。それから今、

重ねて申し上げるが、人口動態がどう変化するかも考えて、将来を考えてお造りになる必要があるのではないかとつくづく思いました。特にこの県から譲り受けた保健所は素晴らしい。56年に出来た素晴らしい建物で、非常にゆとりのある保健所になっています。人がいる空間と空いてる空間を見ると凄い。そういうことをやれば2ヶ所に分かれても、場所的にほとんどこの距離は変わりません。それから、取り壊さなくちゃいけないというお話もありましたが、実は天竜の区役所の反対側、スライドでいうと下の方とか、この別館の下は土地が空いていますから、下手に移設をするという考え方より、新しくそちらに造るという方が、引越してまた戻ってということをするとお金がかかるので、くれぐれも、3年後、5年後の人口動態を見極めた造り方をしてくださいということが、極めて抽象的で検討と同じようなことを申し上げて恐縮ですが、意味を良く理解してやることが重要だと私は思います。以上です。

3 . 開 会

それでは、以上で本日の会議を終了させていただくわけですが、行革審では今日までの議論を踏まえて20年度予算に向けての提言を取りまとめていきたいと思えます。20年度予算に織り込めるものを織り込んでいただくという意味では、12月24日、年内に提言を提出しませんと、役所の方もお困りだという意見ですので、それをやりたいと思えます。審議会の意見、指摘を今一度精査させていただくことと、勉強会で議論したことについても付け加えることがあれば一緒に提言に加えていきたいと思えます。したがって12月24日、連休の最終の休みの日ですが、緊急提言をまとめて議論し、市長さんに出ていただいて、よく聞いていただいて、そして緊急提言をお渡しするということにしたいと思えます。12月24日の最終の公開審議は、そういう形で執り行いますから、年末お忙しいかと思えますが、お手すきの方はお出掛けいただきたいと思えます。

事務局長

ありがとうございました。次回、20年度の当初予算に向けての緊急提言をさせていただきますので、宜しくお願いします。くどくなりますが、次回は24日、天皇誕生日の振替休日です。時間は午前9時から、場所はこの場所(浜松商工会議所マイカホール)で、内容は皆さんの前で緊急提言の概略をお話します。是非よろしく宜しくお願いします。今日はどうもありがとうございました。

以上により12：31終了

議事録署名人